

第10回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成15年7月23日（水）

13時30分

場 所 せらにしタウンセンター

世羅郡三町合併協議会

第10回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年7月23日(水)				
召集の場所	せらにシタウンセンター				
開会日時	平成15年7月23日(水)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	檜谷 睦宏		幾島 文江		溝上 春雄
甲 山 町		世 羅 町		世羅西町	
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口 寛昭	○	松山 理人	○	上本 仁志	○
水間 茂	○	後藤審三郎	○	松岡 明衛	○
小川 信晃	○	藤井 忠孝	△	井上 忠則	○
豊田 勲	○	徳光 義昭	○	前原 春夫	○
鈴木 道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本 明美	○	坂東 辰男	○	岡田 桂子	○
石岡 省吾	○	梶川 耕治	○	田丸 克之	○
田坂 陽美	○	真野 綾	△	井上 幸枝	○
黒木 武彦	○	寺田 弘美	○	横山 昇司	○
荒瀬 聖子	○	松村 明美	○	奥田 正和	○
井口 紀介	○	幾島 文江	○	溝上 春雄	○
檜谷 睦宏	○	蔵敷 広之	○	三木 俊三	○
12名		10名		12名	
委員総数36名／出席委員34名					

顧 問					
顧問氏名		出欠	顧問氏名		出欠
小島 敏文		○	横山 泉		○
監査委員					
監査氏名		出欠	監査氏名		出欠
橋本 武生		△	田中 修三		△
			野曾原文男		△

第10回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会議事件名	ページ
	開会	1
	会長あいさつ	1～2
	会議録署名委員の指名	2
報告事項		
報告第21号	第5回・第6回・第7回新町名称候補選定小委員会について	2～6
協議事項		
協議第12号の2	新町の事務所の位置について（継続協議）	7～8
協議第24号の2	一部事務組合等の取扱い（その2）について	8～34
協議第45号	各種団体への補助金、交付金等の取扱いについて	34～39
協議第46号	消防の取扱いについて	39～41
協議第11号の2	新町の名称について	41～49
協議第47号	その他行政サービスに係る各種取扱いについて	49～51
協議第48号	第11回世羅郡三町合併協議会の日程について	51～52
提案事項		
協議第49号	条例、規則の取扱いについて	52～55
協議第50号	使用料、手数料等の取扱いについて	55～59
協議第51号	特別職の身分の取扱いについて	59～64
協議第52号	学校教育関係の取扱いについて	64～68
	閉会	68

午後1時30分開会

○山口事務局長 それでは、ただいまから第10回世羅郡三町合併協議会を開催をさせていただきます。

本日はお忙しい中、皆様におかれましては第10回協議会にご出席いただきまことにありがとうございます。

会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日の委員の出席者数は、委員総数36名のうち34名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつを申し上げます。

○上本会長 第10回世羅郡三町合併協議会の開催に当たり、ごあいさつ申し上げます。

今年の梅雨はいたずらに長く居座って、すっきりとしない日々であります。特に西日本ではそうでございますし、とりわけ九州地方では自然災害の脅威にさらされ、多くの犠牲者が出ており、まことに残念であり、心からお悔やみを申し上げるところであります。

自然災害は、想像をはるかに超えるところから始まりますが、それでもふだんの心がけや備えも大切であることを思わずにはいられません。いかがでしょうか。この地域でも、これから稲の開花時期を迎えますが、冷夏の影響が心配されます。普段の夏の日差しが待ち望まれていると思う日々であります。委員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでございましたか。

いよいよこのたびより町名についてもご協議いただくこととなります。後ほど小委員会の委員長様よりご報告いただくこととなりますが、よろしく願いいたします。

また、本日も顧問として尾三地域事務所長の横山様にもご臨席いただき、ご助言賜りますことに対して御礼申し上げます。

さて、合併協議会も回を重ねること10回目を迎えようとしておりますが、会長として会の運営に関して殊さらスムーズさを欠いており恐縮するものでありますし、おわびも申し上げます。特には事務所の位置であります。産みの苦しみとして委員の皆様のご厚情をいただいておりますが、こころで一定の進展も期待できたらと望みつなぐものであります。よろしく願いいたします。

幸いにこの1カ月間、関係方々の合併に向けての気持ちを整理いただきながら、並々ならぬご協議、調整もいただいております。重ねて委員の皆様のご活発なご協議を願いまし

て開会のあいさつとします。よろしくお願ひします。

○山口事務局長 ありがとうございます。

それでは、規約第11条第2項により、会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては会長と交代をいたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となり議事を進めさせていただきます。

次第3の(1)、会議録署名委員の指名について、世羅郡三町合併協議会会議運営規定第8条の会議録署名委員の指名を行いたいと思います。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名その都度指名させていただくということで、本日第10回協議会の会議録署名委員には、3町の学識経験者の方にお願ひしたいと思います。甲山町檜谷委員、世羅町幾島委員、世羅西町溝上委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

続いて、次第3の(2)の報告事項に移ります。

報告第21号の第5回から第7回新町名称候補選定小委員会について、小委員会からの報告をお願ひいたします。

井上委員長。

○井上(忠)委員 それでは、失礼します。会長の命によりまして、小委員会の報告をさせていただきます。

皆様のお手元に配付してあります文書を朗読いたしまして、報告にかえさせていただきます。

報告第21号第5から7回新町名称候補選定小委員会について。

第5から7回新町名称候補選定小委員会を次のとおり開催したので報告する。

平成15年7月23日提出。新町名称候補選定小委員会委員長井上忠則。

1といたしまして、日時、第5回が平成15年7月2日(水曜日)午後1時30分より午後3時15分まで、第6回平成15年7月8日(火曜日)午後1時30分より午後4時17分、第7回平成15年7月14日(月曜日)午後1時30分より午後4時22分であります。

場所は、広島県尾三地域事務所世良分庁舎2階会議室であります。

出席状況であります。

第5回におきましては、委員総数15名中14名、第6回が総数15名中14名、第7

回15名中12名の出席状況であります。

審議内容であります。新町名称候補の選定について、第1次選定、応募のあった364種類の作品の中から、応募者からの選定理由のみを参考に、委員が各々5作品を選定し、42種類の作品に絞り込んだ。

第2次選定、第1次選定で各々選定した5作品の選定理由を出席委員全員が述べ、意見交換を行った。

その意見交換の内容と応募件数（別紙2「新町名称応募作品一覧表」）を参考に、第1次選定候補42種類の作品の中から、委員が各々3作品を選定し、17種類の作品に絞り込んだ。

最終選定、第2次選定までの審議内容や新町名称選定基準、応募件数などを参考に、出席委員全員で意見交換を行い、第2次選定候補17種類の作品の中から、協議会へ報告する5作品の選定を行い、別紙1「新町の名称候補選定結果」のとおり協議会へ報告することを全会一致で確認した。

順位は、我々の小委員会ではつけておりません。

第1件目が「大田庄町」であります。選定理由といたしまして、世羅郡三町の大半は中世から大田庄として栄えてきた地域である。歴史的に重みのある名称であり、知名度が高い。世羅郡3町の住民になじみがある名称であるというのが選定理由であります。

2件目「甲山町」であります。世羅郡3町の中で町制施行が最も早く、世羅郡の近代化の中心的存在として対外的にも知名度が高い。そして、今高野山のある甲山町としても有名であるというのが選定理由であります。

3件目「世羅町」であります。果樹、米、花などの農作物は世羅ブランドとして知名度が高い。駅伝の世羅として知名度が高い。郡の名称として多くの住民がなれ親しんでいるというのが選定理由であります。

4件目「世羅高原町」、地域全体を総称する名称として観光事業や6次産業の活動などで定着しているニックネームである。広大でさわやかな高原の町としてのアピールできるというのが選定理由であります。

最後になります、5件目「美咲町」であります。花、ナシ、稲などが美しく咲き、実る世羅郡全体のイメージからという、そして花などが美しく咲き誇る町として豊かな自然環境をアピールできる。合併後の新町が美しく咲き、栄える町となるよう願いを込めてというのが選定理由であります。

以上、5件を本法定協の方に結果としてご報告させていただきます。

その後につけてあります別紙2であります、これが皆様から応募いただいたすべての名称に関する資料であります。

種類といたしましては、364種類ということで先ほどご報告いたしました。ただ、その中に同じ文字でありまして「世羅町」という同じ漢字を書きましても、「せらちょう」、「せらまち」というような名前、読み方に違いがございます。それで、番号を打ってありますのは364ではありませんが、そういった部分を整理いたしました件数が315件、そして読み方等々を含めた種類につきましては364種類ということになります。

以上が今回の我々の新町名称候補選定小委員会に与えられた5件の結果報告であります。

以上です。

○上本会長 ありがとうございます。

ここで顧問の小島県会議員さんがお見えになりましたのでご紹介し、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

ただいま委員長からご報告がありましたことで、委員の皆さんで何かご質問がありましたらお願いいたします。

なお、この件につきましては、本日協議第11号の2号で提案する予定になっていきますので、小委員会に対しての質問はこの機会にさせていただくようお願いしておきます。

ありませんか。

檜谷委員。

○檜谷委員 甲山の檜谷でございます。ただいま新町の名称を決める小委員会の方で5点に絞られたことは、大変ご努力を認めるところであります。718点の中から5点に絞られるというのは非常に難しかったのではないかと思います。その中で1点ちょっとお聞きしたいんですが、例えば名称についてまるで新しい名前、例えばこの中にあります世羅町とか甲山町、今現在使われている名称、それから3町の中に存在をしない例えば3点ですね。その点について例えば新町の中で新しく使う名前と、それからまるで今まで存在しなかった名称を使う場合に、例えば今郡内に3町ありますが、新町として1つの名前に絞りますが、その中で内部の人に理解できる名前と、やはり名前っていうのは内部にとって非常に重要な問題ですが、よその市町村から見た場合に、外部の市町村から見た場合にどれだけ名前に対するインパクトがあるのか、それからメリットとデメリット、いろんな面が

多くあると思います。そういった中で、既存している名前を使うのか、それからまるで新しい名前をつけるのかというのはいろんなご議論があったと思います。その中で、こういったご意見があったのかちょっと教えてほしいと思います。

○上本会長 井上委員長。

○井上（忠）委員 檜谷委員さんのご質問にお答えいたします。

確かに、今檜谷委員が言われましたように、現在ある町村名と全く新しい町村名という部分での小委員会の中での討論は大変ありました。事実ありました。それは、既に募集をかける以前の段階で、旧とといいますか、現町村名を網をかけずにフリーの中で募集するのか、あるいは全く新しく3町が合併して新しい町を作るのだから、そういった部分では現町村名は使わないで応募をかけようかという時点で、そういった問題につきましては小委員会の中で大変意見を闘わせました。そういった中で、要するに町民の皆さんの意向として、果たして小委員会として現存の町名は使わないでください、何々は応募しないでください、どうしないでくださいという、そういった制約をかけて公募することが果たしてどうだろうかということで意見を交換いたしました。そういった中で、最終的にそういった網は一切かけないで、住民の皆さんがこういった考えをされているかということをはっきり皆さんの応募の中から我々小委員会として感じ取ろうということで、今回はそういった制約は一切かけずに公募をかけました。

そして、その公募の結果として、今皆さんのお手元に配付してますような結果をいただきました。ただし、我々の小委員会としましては、最初の段階、第1次、第2次の選定の段階では、公募いただいた名称の中の数にはこだわらないという原理・原則を持って出発いたしております。その中で、我々の小委員会の中でも実は我々が第1次、第2次の選定をする段階では、今皆さんのお手元に配付してます名称に関する応募者数、例えば世羅町に関しては何通、甲山町に関しては何通という、そういう数には一切我々は報告を受けてません。種類だけの中から、小委員会の中でそういった選定を行いました。その中におきましても、やはり世羅町、甲山町という名を含んでいるわけですが、そういった部分に関しましても小委員会の中で大変意見を闘わせました。その中で、やはり今言われるように、甲山町にいたしましても、世羅町にいたしましても、やはりそういった歴史、あるいは対外的な、あるいは今まで努力をしてきたいろいろな世羅郡という、世羅という名前における努力の過程等々の意見があって、そういったものを集約した後にこの法定協の中にやはりこれは無視できないだろうということで、甲山、世羅という名前を含みました。そ

して、新たな名前、これは公募をかけた中から小委員会の方々が、第1次、第2次、最終的な選定を積み上げた上であとの3候補が残ってきました。その中でもやはり意見の交換をする中で、いろいろな方面からの見方、考え方を意見を闘わせまして、最終的に今の皆さんの前にご提示して5点に絞り込みました。もちろん対外的、あるいは町内の皆さんの今まで育ってきた世羅郡内の思い等々も含めて皆さんに報告したつもりであります。

○上本会長 よろしいですか。

ほかに質問がございますか。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田です。ここへ5点ほど新町の名称候補を選定して提出がされとるんですが、ここの5点について全国的に見てこういう町の名前があるのかないかということを確認されてこのことを決められとるんか、あるとすればそのことは承知の上で決められているのか、そういったことについてお聞きいたします。

○上本会長 井上委員長。

○井上（忠）委員 多少の調べはいたしました。その中で、例えば皆さんの前に提示しております大田庄、甲山町、世羅町に関しましては、余り深く調査はいたしておりません。その中で、ほとんどこういったバッティングをする名前というのはないように我々は思っています。ただ、甲山町なんていうのも、読み方の違いはあるかと思えます。ただ、甲山町とか世羅町とかいうのは余り聞き及んでおりません。そして、世羅高原町というのは、皆さんご存じのように、県北の方に何々高原町っていうのがあるというのは調べております。それも知った上で、世羅がついてますので世羅高原町という名称が我々の小委員会の中で選定されました。そして、最後に書いてます美咲町ですが、「みさきちょう」という同じ名前の読み方の候補は、大阪、愛媛、千葉、この3県がございます。ただ、読み方が「みさきちょう」であります、文字がまるで違います。そういった部分の調査は一応したつもりであります。

○上本会長 ほかに質問がございますか。

小委員会に対しての質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、第5回から第7回新町名称候補選定小委員会の報告についてはご確認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、次第3の(3)の協議事項に移ります。

協議第12号の2新町の事務所の位置については継続協議となっておりますので直ちに協議に入りますが、このことにつきましては再三にわたって協議をいただいております。この際、発言ございましたら、ご意見ございましたら挙手を願います。

ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、会長として皆さん方にお話しさせていただきます。

この事務所の位置につきましては、いろんな角度から積極的に発言をいただいて、今日を迎えてございます。大方のご意見を賜ったという中で、我々3町長もいろんな協議をしながら一定の方向で確認作業に入りたいというように思っておるところでございます。そのことについての会長の発言をお許しただけですでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、新町の事務所については、第7回合併協議会において小委員会の報告を受けて提案してきておるところでございます。今、委員の皆さんには活発な意見の交換が行われて、今日まで継続協議となっております。小委員会の報告の審議内容報告第4にありますように、また意見交換にもありましたように、事務所の位置と支所を初め他の協定項目についても未来永劫のものではなく、将来に見直す必要が生じた場合は新町の町長や議会において検討してもらうのが適当である、また個別部署の配置につきましても3町執行部の今後の判断にゆだねるべきとの報告や、なお意見交換をいただいて全員の委員が共通の認識をしたということで、このことを議事録に残した上で、原案のとおり確認させていただきたいというように思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、次第3(3)の協議事項につきましてはご確認いただいたということに取り扱わせていただきます。ありがとうございました。

徳光委員。

○徳光委員 会長さんに1点だけお願いしてみたいと思います。

事務所の位置については、過去の協議会の経緯を踏まえながらいろいろと文書、字句に

については意見があるかとは思いますが、先ほど会長より朗読されました文書については真摯に受けとめております。そこで、提案された文書を広く郡民に知っていただくために、是非「合併協議会だより」へ広報することをお願いいたしましたと思います。その点いかがでしょうか。

○上本会長 先ほどご確認いただきまして、読み上げました事項につきましては、一字一句抜かりなく郡民の方々に広報紙で伝えることはこの場でお約束させていただきます。

○徳光委員 よろしく申し上げます。

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、協議第24号の2一部事務組合等の取扱い（その2）については、第9回協議会で提案しておりますので直ちに協議に入りますが、前回説明依頼のありましたものについては説明資料を机上配付しておりますので、これにつきまして副幹事長の金尾が説明いたします。

○金尾副幹事長 副幹事長の金尾でございます。協議会資料として3ページほど、前回の資料要求がございましたので、机上配付をさせていただきました。詳しいことにつきましては担当の方からご説明をさせていただきますが、8月1日に小西酒造の、2ページでございますけど、小西新太郎社長が参られます。その中で、午後3時半ごろになろうかと思っておりますけど、ブドウ農家の方との懇談というふうなことも計画をしております。もしよろしければ、ご参加をいただいて意見交換等々をしていただいたらというふうに思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、詳細については馬場室長の方からお答えをさせていただきます。

○上本会長 馬場室長。

○馬場農業公園推進室長 それでは、失礼します。

産業部会一部事務組合の幹事として出席をしております馬場と申します。

それでは、第9回の協議会で委員さんの方から収支に関する資料と第三セクターを構成しております企業の紹介、この2点につきまして資料の要求がございましたので、お手元へ配付していますと同時に説明をさせていただきます。

まず、1ページでございますが、左の上の方に書いておりますように、現在国、県と補助事業等で協議をしている数値でございます。

中ほどの四角で囲っておるところが収支の平成20年度、開園して3年目の数値を安定年次ということで上げております。この数値に至ります基礎的な数値にはもっと小さい数

値があるわけですが、平成20年度の合計の数値ということで説明をさせていただきます。

まず、左側の入り込み者ということになろうかと思いますが、委員さんご指摘のように、公園の入園者数が収支に及ぼす影響は非常に大きいというように私どもも受けとめております。現在、大変厳しい現実社会実態でございますから、非常にその申請に当たりましては、国及び県からは膨大な、なおかつ客観的な事実に基づく根拠資料の提出が求められております。今現在、懸命にその作業をいたしておるところでございます。

まず、入園者数の推計方法でございますが、まず県内等々に類似施設、農業公園等に幾らの入園者の実態があるかというところから調査を始めてまいります。その入園者数のほとんどが2時間圏域、広島県はもとより中四国から片道2時間で来られる人口から推計をいたしております。具体的に420万人ぐらいがこの世羅台地へ2時間以内でお見えになる人口だろうというように算定をいたしております。その人口をもとに、参加率であるとか参加回数、また同一規模の公園等がございますればこれが分散をいたしますので、分散率で割るというような計算方法で、第1点は算定をいたしております。

そして、2点目につきましては、その図へ示しておりますように、現在世羅台地には非常にたくさんの方がお見えになっております。既存の観光農園でありますとか、「甲山いきいき村」や「高野山」など、非常に観光地等へ年間110万人の方がお見えになっております。こういった観光客の中から新たに建設をいたします公園に幾らの方がおいでになるかということも第2点目の入園者の推計をいたしております。

それから、図の中ほどに「県民公園」というのを書いてありますが、広島県の方で整備をされます県民公園が26万人という推計をされております。そういった1、2、3点から、世羅町の農業公園には19万人の方がお見えになるという推計をいたしております。

もちろん郡内の各観光農園さんでありますとか、既存の観光名所と連携を取りまして、公園はもとより既存の農園さんが潤うような計画を今からとっていきたいというように考えておるところでございます。

それから、中ほどの四角で囲っております収支でございますが、前回金尾も申し上げましたが、施設設備はすべて農林水産省の国庫補助事業を得て整備するように計画をいたしております。補助事業には、補助対象の有無といいますか、補助対象、補助対象外もございます。それから、基準の単価、制限価格もございます。また、地域内で調達できる食材といいますか、原材料と非常に大きな密接な関係がございます。それから、費用対効果と

いって、赤字には補助金は出せません。大きく黒字になる場合には、補助金は必要ないといった算式も算定をされます。こういったことをございますので、あくまですべての条件を満たすということで現在は収支を計画をしております。ですから、先ほど申し上げましたが、事業費等が変われば、収支等が変更になることもあるということをご理解をいただきたいと思ひます。

まず、平成20年度でござひますが、最初に「ワイナリー」と書いてござひます。このワイナリーは、当初はワイン12万本、ジュース3万本、合計15万本の醸造計画でござひます。①へ書いておりますように、売り上げ（公園内販売分）と書いてござひますが、公園内の売店、ショップ、それからレストラン等で1億3,280万円の売り上げを計画をいたしております。これを客単価で割りますと、約1,476円ということを計画をいたしてしております。②売り上げの公園外販売分と書いておりますが、これは地域の商店、酒の販売店でござひますとか、それから民間の販売ルート、こういったものを活用いたしまして園外でも販売を計画をいたしてしております。これが3,970万円でござひます。合計記載をいたしておりませんが、①、②を足していただければ、1億7,250万円というのを売り上げを計画をいたしてしております。経費的には、原材料であるとか人件費等々をすべて合計しますと、1億2,704万7,000円でござひます。

中ほどのレストランでござひますが、これは室内、室外、アウトショップを含めまして、利用者を約10万人を見込んでおります。売り上げが約1億2,000万円、経費的には、これも原材料、人件費等々で1億57万1,000円を計画をいたしてしております。これを客単価で割りますと、1人当たり約1,200円ということにござひます。

3点目がファーマーズと書いてますが、産地形成促進施設のファーマーズマーケットでござひます。これにつきましては民間の主体というより、町が地域の皆さんと一緒に運営等をこれから計画をしたいと考えておるところにござひます。したがひまして、今現存をいたしてあります世羅町の西大田にござひます「四季園にしおた」並みの売り上げが約4,480万円を見込んでおるところにござひます。経費的にはとんとんということで4,419万6,000円、1人当たりの客単価は1,000円を見込んでおるところにござひます。このファーマーズマーケットにつきましては、今後新しい町になりましたら甲山町や世羅西町の他の皆さんにもご意見をいただく中で、実際の運営をできればというように考えております。

以上3つの合計で、園内が2億9,760万円、それから先ほどのワイナリーの②へご

ございます3, 970万円の園外を足して、四角の下の方へ記載をいたしておりますが、全体での売り上げを3億3, 730万円を見込んでおります。経費的には2億7, 181万4, 000円でございます。したがって、差し引きますと営業利益が6, 548万6, 000円ということになります。

これから右側のセラグリパークの下へ書いてございますが管理費、全体の管理費でございますが、これを約3, 900万円余り見込んでおります。

それから、営業外費用、この営業外費用とは、開園をいたしますまでに各それぞれワイナリー、レストラン、ファーマーズ、開業費というものが必要となってまいります。新たな町からの持ち出しはしないということで、それぞれの企業の方から開業費につきましては捻出をいただくようにいたしております。したがって、開園をして5年間でこの開業費を償却するというので、単年度当たり約2, 400万円の償却分があるということでございます。これをすべて先ほどの6, 500万円から差し引きますと、単年度の経常利益が212万円余りになるかと思っております。こういった形で、今のところ収支を考慮しております。

それから、2ページ目でございますが、ワイナリー部門を担当いただきます小西酒造株式会社でございます。本社は、兵庫県伊丹市でございます。創業が1550年ということで、453年を経過をいたしておりますが、現存する清酒メーカーでは最古の歴史を誇っております。取扱商品には、清酒、それから奈良漬、地ビール、輸入でございますがビールとワイン等を取扱われております。

中ほどへ四角で囲っておりますが、今回の事業に参加に当たりまして社長のコメントをそこに掲載をいたしております。ワイン醸造は、小西さんにとりましても初めての事業でございます。ゼロからのスタートに大変やりがいを感じておると。世羅の独自性を出して、農業振興につなげたいということでございます。非常に世羅台地がワインが初めてということで、一緒になってワインづくりをしたいというように申されておるところであります。

続いて、中ほどから下の株式会社ダイナックでございますが、レストラン部門を担当いただくように交渉をいたしております。会社的には、昭和33年に設立をされております。本社が東京都新宿区、支社が大阪でございます。全国で、合わせまして256店舗を出店をされております。従業員が1, 085名と書いてありますが、その半数がコック長並びに料理長でございます。

中ほどにダイナックのコメントを掲載をいたしておりますが、世羅町を初め近隣でとれた農産物をもてなしの心で料理を作り、食の楽しさとともに安心、安全を提供することで農業振興の一助となるよう努力したいというようにコメントをいただいております。

3ページにつきましては、両者のホームページ等を抜粋をしておりますので、後ほどご一読をいただければというように考えております。

最後になりますが、この県民公園・農業公園構想でございますが、この公園を拠点として世羅台地全体が都市と農村の交流を図ることが目的でございます。今後は3町の方々に意見をいただきながら、連携の支援策を構築するように考えておりますので、今後ともよろしく願いをいたします。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○上本会長 ありがとうございます。

前回、説明依頼がありましたことについてご説明いただきました。

ただいま説明されましたことを含めて、委員の皆さんから何か協議第24号2につきましてご意見ございますでしょうか。

豊田委員。

○豊田委員 甲山町の豊田です。黒字になるような計算がうまくされていると思います。取り着かれたことは、地域活性化のために、あるいは農業発展のためにということで積極さは大いに認めるところです。ところが、今日難しい時代の中であります。世羅町の新年度の予算編成方針も見させてもらいましたが、その中でも経済等について非常に厳しい見方をされております。そういう中での設立でした。具体的に問いますが、当然黒字になっていけば大喜びであります、なかなかうまくいかないのが現状だと思います。もし会社そのものが赤字になったとき、あるいは町の負担等が、あるいは国の補助等含めて12億円そのほかもっと要るかと思うんですが、そうした経費が皆国民あるいは町民の税金で持たれるわけです。このところをどのように赤字、あるいはうまくいかなかったときにだれが責任をとって、どう返してもらえるのか。

2番目には、3町の町長さんいらっしゃいますが、説明は甲山も世羅西の町長、あるいはそのほかも受けていらっしゃると思いますが、協議そのものをされている事実があるのか、いろんな設立やこのほかに運営について意見を求められたり、協力を求められたり、いろいろのこの成り行きについて協議という参画の立場で協議されとるんかどうか、どういう意見があったのか、他の2町の町長さんはどういうお考えでいらっしゃるのか、具体

的に聞きたいと思います。

また、私ども今世羅町の方でこれは具体的にやられておるわけですが、他の町が言うのは内政干渉ではないかというような面もあるかとも思いますが、あと400日前後で合併するという事になれば財布は一つになるわけですから、今ここで言わなければいつ言えるという時期だと思えます。だから、これは内政干渉には絶対ならんという点でこの議題に上がつとるから、やはりこれは私たちは言う権利がある、このように思っていますが、どのようにお考えなのか。

次には、設立してうまくやっっていこうということですから、黒字になるような計算がもちろんされとるんですが、どこでも黒字になるのだったら、瀬戸田のシトラスパーク、長崎のハウステンボス、四国のレオマワールドや、呉のポートピアランド、あるいは倉敷のチボリ、そのほか東京ディズニーランドを除いては、確固とした黒字経営で伸び伸びとやっているところは非常に少ないと思われるんです。世羅町だけが、この時点においてうまく黒字経営で行くという保証がどこにあるのか。世羅町だけは、世羅台地だけは特別なんだというお墨つきはないと思うんです。そして、その次にはこの経営に携わられる社長さんが世羅町の町長さん、今どこの行政だって、行政そのものをあずかっているだけでも大変でしょう。別にもたくさん的一部事務組合、そのほかあります。この運営にも大変です。それだけでもなかなか大変なのに余裕がおありなのか、別の会社を設立してこういうことにやられる。今銀行でも証券会社でもデパートでも、それぞれ相当なる専門家がそれへ携わっておられても経営はうまくいかず、ご存じのとおりです。国の税金を何兆円とつぎ込まねばいけないような情けない状況になっておるんです。それが、この辺でみやすい会社設立して、黒字が行ける、そういう保証は今ない、このように思われてなりません。そういう点について具体的にご答弁いただければと思います。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 それでは、お答えをしたいと思います。

第1点目の赤字になった場合の責任についてということですが、赤字が出た場合新町としてどう対応していくのかということであろうかと思えます。いずれにいたしましても、そういった状況が訪れた場合、そういった場合にはさきの新聞報道等にもございましたように、何点かの指標といいますか、そういったものは今現在持っているところでございます。

1つは、損益分岐点等の観点から見た経理分析を行っっていこうと。それと、部門別の責

任体制をとっていくわけでございますので、部門部門の赤字補てんの検討。それから、3点目とすれば自治体の支援策の検討ということになるかと思えますけど、これは財政的な支援、あるいは人的な支援というふうなことになるかと思えます。4点目といたしまして、経営を分析し、公益上必要があると認められる場合については補助の可否を検討していくと、そういった順で検討をしていくということで、慎重な対応をとってまいりたいというふうに思っております。

それと、2点目の協議に関してのことですけれども、他の2町へ世羅町としてということであろうかと思えます。

これにつきましては、この協議会へ提出をさせていただくということもありますけど、昨年来から3町の町長、助役、総務課長、そういったところでの合併後における事業というふうなことで、世羅町の方から両町へこの公園につきましては協議をさせていただいております。当然、この協議会へ出すに当たりましての幹事会等の経過を経ましてここへ提出をさせていただいております。

あと、黒字についての保証ということでもありますけど、黒字になるということが一番望まれるところでもありますけど、計画を立ちます上で、最初から赤字ですよということではなかなかスタートはできないと思います。そういった意味では、償却であるとか、そういったことが、管理運営会社にございませんで、そういった意味では非常にリスクが少ないといえますか、そういった経営ができるのではなからうかと思えます。

私の方からは、以上3点についてお答えをさせていただきます。

○上本会長 世羅西町、甲山町の町長どう思うかというのがありましたので、簡単にお答えさせていただきますが、この計画の企画にはもちろん準備段階では入っていないのは当然ですが、いわゆる世羅郡三町合併するという中で、合併後に引き継ぐ事業としてそのことにつきましてはその都度説明をしっかりといただきながら、今回も合併後の新町においても継続してやる事業としてそのことを確認して提案しておるものでございます。

答弁は、今確認をして同じ趣旨でございますので。

豊田委員。

○豊田委員 やっておられるということではありますが、どこの自治体でも第三セクターなど立ち上げる際にはよく計算して、専門家の意見を聞いてやっておられると思うんですよ。どこもうまくいくという計算で取り着かれとる。ところが、さっき言ったように、大方は右肩下がりですね。だから、そこのところをしっかりと見ないと、いいとこばかり見て

やったんではいけない。結婚する場合でもいいとこばかりが見えて、悪いとこ気がつかない、あとからしもうたなということでは遅いんです。

世羅町は既にスタートされておりますから非常に難しいんですけど、私たちはここでちゃんとした意思表示をしておかなければいけないと思うんです。何ぼ私たちがここでストップかけても、既に列車は出ているわけですから止められない。でも、しっかりここで論議をしてもらっておかないと、負担はあとの2町が持つわけです。2町というても、住民が持つことになる。計画は世羅町さんが単独でやられても、借金を負うときには、他の2町が一緒にかべる。うまくいったときには褒めさせてもらいますが、今のところは非常に見通しは暗くなると言わざるを得ないんです。

そこで、私どもはちゃんとした意見を持ってここで発言をしておきたいと思うんです。また、社長さんも決まっておられるのに失礼なことを言ったようなのですが、ここでなかったら言われませんか。お寺の行きし帰りに何か言ってもしょうがないことで、やはり経営のトップにつかれる方、あれもこれも持とってうまくいくとは考えられない。そんなに今の経済は甘くない。そこで、ちゃんとした専門家にも代わってやられる方が懸命じゃないか。そして、今の行政だけでも重荷でしょう、楽じゃないでしょう、町長さん。私はそう思うんですよ。要らんことを言うてくれな、わしはちゃんとやりようるんじやというてお思いでしょうけど、一般はそうは思っていないと思うんです。非常に気の毒なことを言うようですが、そのように受け取るわけです。松山さん、ご意見ないでしょうか、ご答弁。

○上本会長 豊田委員のおっしゃっとることは、議事録に残してということになります。が、合併後においては世羅西町と甲山町がというのでなしに、新町がすべてそのことを引き継ぐということで、意味合いはほとんど同じなんです。少しこだわりを持って新町を作ろうとしてますんで、旧町名を余りそこへ出していくと難しいんじゃないかというようなことを思いますが。ご意見に対しては、この場で皆さんが厳粛に受けとめとるということでご発言、ご意見を一応整理させていただきます。

ほかに。

溝上委員。

○溝上委員 世羅西の溝上です。先ほど、農業公園についてはワイナリー、レストラン、ファーマーズの説明をいただいたわけですが、いわゆる株式会社アグリパークについて、このアグリパークというのは、ここで言いますと施設の管理運営となっておるんですが、

いわゆる施設所長経理企画、あるいは施設の一般、パートというような人数も配置してあるわけですが、このアグリパークについて説明をしていただきたいと思うんです。よろしくをお願いします。

○上本会長 馬場室長。

○馬場農業公園推進室長 アグリパークにつきましては、本日の議案集の15ページにも協議事項として調整内容で掲載をいたしておりますが、補足という形で私の方から説明をさせていただきます。

前回、金尾副幹事長も申し上げましたが、農業公園の施設整備は公設民営と申しますか、世羅町が事業主体で施設整備をすべて行います。その運営管理を、ここに書いておりますような第三セクター・セラアグリパークに委託します。これはなぜかということがあるんですが、1点にはワイナリーは醸造免許というのが必要になります。地方自治体では、この醸造免許が取得できないということもございます。したがって、そういった中で第三セクターで醸造免許を取って行うというのが1点ございます。

それから、ワイナリー、レストランというのは、町村がやるより第三セクターでやった方がよからうという事業命令でございますので、そういった形で第三セクターを設立をいたしております。

あと、資本金とか出資団体等々は、事業目的等につきましては15ページへ掲載をいたしておりますので、よろしく願いをいたします。

○上本会長 溝上委員、意見を言ってほしいんですが。質問を控えてください、前回基本的には質問は済んでございますので。

○溝上委員 それでは、アグリパークの管理費が3,900万円ですか、これでいわゆる人件費なり公園の管理運営、一切のことができるような金額なんでしょうか。これが、いわゆる農業公園の利益から管理費を出していくということになっておるんですか、それともこれは持ち出しということなんですか。ちょっといわゆるその内容についてお聞きしたいと思うんですが、よろしいですか。

○上本会長 馬場室長。

○馬場農業公園推進室長 濟いませぬ。先ほど、ちょっと説明が不足をいたしていたしました。

管理費の3,911万1,000円でございますが、これ各分野それぞれワイナリー、レストラン等々には人件費等は入っております。公園全体の管理、具体的にはほとんどが

人件費になるわけですが、それと浄化槽等々の施設設備の保守点検、それから公園全体の警備、それからこういった事業を全国等々へ宣伝を行います宣伝費、こういったものを管理費として掲載をいたしております。したがって、各部門のそれぞれの人件費は各部門の方で算出をいただくということが1点でございます。

それから、管理費は収益を上げる分野ではございませんので、それぞれのワイナリー、レストラン、ファーマーズ、売り上げの分野から管理費分の3,900万円を捻出をいただくように交渉をいたしております。具体的には、ワイナリーの売り上げから何%、もしくは最低が何千万円、レストランも同じような形で何%といった形を管理費に捻出をいただいて、それで管理費を賄う、なおかつ余裕があるようでしたら、それを会社の留保金等で修繕費等に積み立てるという形で、今のところ企業とアグリパークの方が詰めを行っておるところでございます。

○上本会長 他にご意見ございますか。

井口委員。

○井口委員 大変長い間にいろいろご苦労であったことと思いますが、例えば3億3,000万円の売り上げでもって、ただいまの管理費が3,900万円、それから経費が2,700万円、それと総投資額が9億円からということでしょうか。それに、コンサルタント料が1億2,000万円を実施されておると、過去に。それから、普通経費いうんでしょうか、経営をしていくためには、減価償却で5年か10年見たら、これだけの投資でしたら、年間約1億円ぐらいはキャッシュフローが出てこないといけないと思うんです。そうすると、売り上げと見た中で、随分と経費が膨大なもので、これ全部また新町でそれを補てんしていかなきゃならないのじゃないかなと思うんですがね。そういう覚悟がおりなのかどうかと。

それから、セラアグリパークと、それから第三セクターとの管理運営の規約と契約書というのがあるかと思いますが、今検討中とおっしゃって、検討中でこれが果たして前に行く、もう動いておるわけですから、管理契約の内容については公表していただけるのでしょうか、それが1点、それが契約書の件と。

それから、全体の売り上げですね。それで3億円で、15億円の大きな工事のキャッシュフローもお考えかどうかということと。

以上です。

○上本会長 金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 ちょっと聞き取りにくい点もございましたが。

世羅町なり新町になって、町からの補てんということが1点あったかと思えます。それにつきましては、この事業を始めるに当たりまして、第三セクターの設立に当たりまして今までと同じような第三セクターのあり方では、今豊田委員さんもおっしゃられましたようなことが当然出てきますよと。そういった形での第三セクターは世羅町としては作りたくないんだということをお大前提にしております。ですから、民間主導を前面に出させていたいただきたい。ただ、溝上委員さんからもございましたように、出資金の割合が、そうは言っても世羅町は51%じゃないかと。これは、そういった形でないと補助事業等々に持っていけないというような事情もございます。そういったことで、このような出資割合になっております。先ほども言いましたように、最悪の事態も考えております。そういった場合につきましては、ただ単に赤字だから補てんをするというような気持ちはございません。十分な、当然議会等の協議もしていく中でそういった対応をしていくということになると思いますけど、今の計画ではあくまでも民間主導というふうなことで計画をしております。そういった意味で、小西酒造さんにワイナリー部門を、ダイナックさんにレストラン部門をとということで考えております。

地方自治法等の改正もございましたんで、より民間委託というか、こういった公の施設の民間委託というのがやりやすくなってきております。そういったところも十分今後研究をしながらこの事業に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それと、施設の管理運営についての契約書ということでございましたが、これについてはまだ契約というふうな段階にはなっておりません。先ほど馬場室長の方から申しましたように、その率なり定額なりといったところを詰めていく必要があるというふうに思っております。そういった町とアグリパークとの管理運営に当たっての契約というのも、そういった再委託といいますか、地方自治法の改正によりますところの委託のあり方等々も踏まえて、この管理運営の契約に当たってまいりたいと、十分関係機関とも協議をしながら行っていくというふうな所存であります。

○上本会長 他にご意見ございますか。

小川委員。

○小川委員 甲山の小川でございます。18年の開園になつとるんですが、合併するまでもう期間もございませんので、何としても成功していただかなくてはならない、これが大前提であろうと思うんです。ですから、今ここで赤字になるとかという問題も大切なんで

すが、ある程度地域の住民の皆様方にどのような結果が出て、こういう結果になるんだからひとつ辛抱してもらわなきゃいけないとかいうような、その流れを作るためにはある程度の資料が他町の方へも必要だと思うんです。ですから、どしどしその資料は提出をしていただきたいと。その観点に立って私が申し上げますのは、問題は私はセラアグリパーク株式会社、これは設立もうされておりますね。されておりますんですが、今回ここで討議するのは出資金を新町に引き継ぐかという問題ですが、赤字になる可能性はこれはこれからやってみなきゃわからないことですが、私は株式会社セラアグリパークの持ち分と、それから世羅町の持ち分が、これからやっていかなきゃならない持ち分が、そこをはっきりと区別していかないと、小西さんにしてもこれから民間の人が2つ入られますが、その人の出資金は少ないわけですね、幾らもないですわね、これ出資金としたら。ですから、最終的にいけんときにゃあ逃げていく可能性があるんです、これは。幾らも出資してないんですから、いけんようになったら即それだけの金を捨てる気になりゃあ逃げられるわけですが。ですから、ここで茶わん、車から、はしから、すべてここで世羅町さんがそういうものも支度をするのかどうか、車から何から。セラアグリパークさんはほとんど人材で、開発部門までここへ書いておられますので開発部門まで入るんじゃないかと思いますが、かなりの人材を投入していただかないと、ノウハウを持った人間を投入していただかないとこれは私は前向きに行かんんじゃないかというような気がしてならんのです。ですから、出資金が少ないことはデメリットもありますが、メリットもこうありますが、世羅町の持ち分もこれから大きくなる可能性があると思うんですよね。ですから、その辺はどのようにお考えになつとるかお聞きしたいんですが。いかに言うても資本金が少ないですわね。ですから、本当に行き詰まるっていうか、入り込み客が10万人違うと、かなり影響をここへしてしまうと思うんですが、寒い時期もここはありますし、そういう計画も十分に練っていただいとろうと思うんですが、そこら辺の単年度の収支見通しとかというものをどしどしと出していただいて、皆さんに聞いていただいて執行の方に回すべきじゃなかろうかとつくづく思います。

○上本会長 いろんな考えですれば、極端に言えばマイナス思考ですればいろんな危険も考えられるところですが、これは一つの事業としてしっかり計画立案をしながら、そして年度は新町にわたっての事業でございますんで、新町において引き続きやる事業として今回提案しておるんですが、ご意見の中でいろんな意見はあると思うんですが、事業そのものは一つの合併後においても大きな事業としての位置づけでございますんで、ただ将来にわ

たつてどうかという不安はあるわけですが、そこら辺をただ数字の根拠だけではなかなか議論をしても難しい問題があるというようなことも思います。これは、引き続き新町のトップが、また議会が慎重に議論をしながら進めていくということになりますが、今日の議論の中では当面これは新町に引き継ぐ事業としてのご議論をいただければ幸いです。

金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 小川委員さんからいただきましたこと、大変貴重に思っております。確かに、資料等なかなか出てないというか、出してないというか、そういったところがあります。先日も、世羅アグリの会という女性の集まりがございまして、そこへ招かれていって、説明を担当の方でしておりますけど、やはりもっと世羅郡の住民の方にこの計画を知ってもらわなければならないというふうな意見をちょうだいしております。ですから、機会をとらえて、こういった説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、その点につきましてはご理解をお願いしたいと思います。

ただ、町の方としては、世羅町内でございますけど、町民への説明会というふうなことも企画をして実施をしてみました。夜、夜やったわけでありまして、一定数の参加しかいただけないというのが現状でございます。ですから、そういった3町での町民の方が集まれるような機会の中へ来て説明せよというふうなことがあれば、その労は惜しまないつもりでおりますので、そういうことにつきましてはよろしくお願いしたいと思います。

それと、アグリパークと町の持ち分と言われましたけど、これは計画自体が公設民営ということでやっておりますので、設備については公で設置をしていくと、それを民間であるアグリパークが運営をしていくというふうなことであります。ですから、先ほどありましたように、アグリパークとしては資産の償却といえますか、そういったものはございませんので、そういったところにつきましては一般の株式会社の考え方とは償却等については全く異なるというふうに思っております。

説明は足りないかと思いますが、以上とさせていただきます。

○井上（忠）委員 この件に関しては、私、世羅西町の井上ですが、いろいろお話は聞いてましたけど、詳しいそれなりの資料をもらったのは今回が初めてだと思うんですが。

今の資料を見させていただきました。その中で、非常に数字的には甘い、ただその一言です。それは、要するに、今セラアグリパーク等々のことのお話があるわけですが、セラアグリパークについては、出資金のみの負担と、要するに運営の中ではこの中へ入ってい

っているんな施設を運営するわけですが、運営に関しては何らかのものが動けば何らかの費用が出てくる、そしてその中で利益を生むという形は確かにレストラン部門にせよ、小西さんにせよ、それからダイナックさんにせよ、それは運営上簡単なことなんです。最もこの運営の仕方っていうのは行政的発想だなということです。施設整備、その他一切は行政が与えて、中の運営だけを小西さんとダイナックさんによろしく願いますよという運営方法なんですよ。だから、基本的にこの部分で新しく生まれる町が引き継ぐのは何かといたら起債だけなんですよ。単純に言いますよ。施設はできた。してあげましょう、使ってください。小西さん、ワインを作ってください、売ってください。ダイナックさん、中の運営をしてください、施設は全部町が作ってお与えいたします。どうぞお使いください。それを作るための費用はすべて町が負担してるんです。起債を起こしたり、いろんな補助事業を使ってやってるわけです。だから、基本的にこれは最も行政的発想だな、企業的発想は一つもないんです、この中に。だから、小西さんもダイナックさんとも簡単に入ってくるでしょう。そして、県との関わりもあれば、いとも簡単に入ってくると思います。そういった部分の甘さをこの今の資料の中で私自身は感じています。

そして今、数字等々、いろんな部分を言われました。確かに、ワイナリー、レストラン、そこの部分に関しては、小西さんにしても、ダイナックさんにしても、それなりの数字を上げてこられると思います。ここはペイにされると思うんです。そして、その中で皆さんのお手元にある中の数字の集約した中で、ファーマーズっていうのがあります。これは先ほどの説明の中では、四季園あるいは地元のいろんな地場産業、6次産業の方々にご参入いただいて、参加いただきたいという説明があった。これがせめて地元に残された部門なんです。しかし、この数字を上げることは、地元のそういう6次産業にせよ四季園にせよ、そういった方々の利益までもここはアグリパークが没収するんですか。そういう計算でないとこういう数字出ませんよ。だから、ここに参入する四季園の方、あるいは6次産業の方は、日給月給で行くんですよ、ここへ。その中で、活力生まれますか、世羅郡の中に。だから、運営形態そのものが私は不思議だと思うんです。それをすべて数字を上げて行って、売り上げありますよ、管理費がこんだけかかりますよ、経費かかりますよ、だから利益がこんだけあるんですよ。この利益の中へは、地場産業の方々の利益も入ってますよ、この計算上、数字の中へ。だから、地元の方々の利益も没収するんですね、セラアグリパークが。そういう経営形態の数字をここへ示してあるんですよ。そういう甘さを持って、数字の語呂合わせをしたんじゃないかんですよ。もっと厳しい中で、もう

我々はストップはできないんだから、これは進んでるんだから。それで、新しい町へ引き継ぐと言ったって、新しい町に引き継いだ時点で、もう世羅町の中でいろいろな契約、取り決めに交わした後の部分を新しい町が引き継ぐんですよ。だから、負債だけを引き継ぐんですよ、単純に言ったら。その負債をどう解消するかというのが一番問題なのに、この地元がせめて入っていける部分のファーマーズっていうやつが一番少ないでしょうが、何で地元へこれが還元できるんですか。町長が言いました。応分なる負担に応分なる配当、どこへ配当があるんですか。このセラアグリパークは、地元の皆さんが辛苦してやった利益までも没収しようとしようですよ、ここは、この数字は。そこのからくりをきちっと見分けてくださいよ。それはそれとしてきちっと整理をしていただきたいということ。

そして、私が願う、新しい町になって、私も新しい町の一員となって、このセラアグリパークあるいは農業公園等々が我々の町の大きな財産になると思うとき、できたらこの農業公園、あるいは県の公園の中に、私が望んでいるのは、県の施設が一つ欲しいということです。この世羅郡を中山間、あるいは農業が主となる地域としてこの西日本の中の唯一の世羅郡として日本全国に名を行き渡らせるためには、やはりここに県も集中的に力を入れていただいて、以前ある人と話したんですが、バイオの研究所でも何でもいい、農業に関する県の施設、西日本の施設としてこの農業公園の一面をお与えいただいて、その施設を参入していただきたい。もうそれ以外、この農業公園自体が生き延びる手はないと思うんです。ワイナリー云々かんぬんというのがありました。しかし、ブドウを植えれば町費が増えるんですよ。来ていただく方は2割ですからね、負担は。8割は町が出しますという契約を世羅町さんはされてるわけでしょう。来ていただければいただけるほど金が必要なんですよ、町の金が。そして、ブドウを生産していただいて小西さんへ納めていただく。小西さんは15%あれば、世羅の名前をつけてワインを出されますよと。それでもなおかつ、ここに書いてあるのはどうかっていったら、ドイツ、フランスの専門家がうなるほどのワインを作りますよと。15%のブドウが地元のブドウであって、ドイツ、フランスの方がうなるようなワインができるんですか、できないでしょう。だったら、基本的にやっぱりそういった部分も整理していただきたい。いかに早急に取り組まなくてはいけないか、本当にワインをやる気があるなら、既にブドウが植え始めましたよという状態が見えてもいいと思う。そうでないと、この農業公園のワイナリーは必ず失敗するでしょう。中身はメイド・イン・チャイナですよ。無理やり15%、世羅の名前を入れて世羅のワインとして販売する、そんなもんが売れると思いますか。私は売れないと思うんですね。だっ

たら、やっぱり100%世羅のブドウを使って作るワインを我々はやっぱり取り組むべきです。だったらどうすればいいか。今みたいな悠長な考え方でやっとなんじゃあ間に合はんのですよと私は考えます。

そういった中で、もう後には引けない事業ですから、意見あるいは答弁はないと思いますが、この農業に関してはやはりいかにしてこの農業公園あるいは農村公園の中に県の施設、あるいはできれば国の施設でもいいです、引っ張って帰れるか、そしてやはり西日本の農業の核となれる世羅台地、すばらしい世羅台地を作り上げることがこの農業公園の成功の一つの原点だと思います。そういった部門で、今3人の町長さん、あるいは県会議員の小島先生、あるいは県の方々等々もスクラムを組んで、そういった部分でこの農業公園の成功を夢見て、みんなで進んでいかななくてはならないと思う。私は、本当はこの事業っていうのは勇氣ある撤退が最善策だと思っています。

以上です。

○上本会長 答弁をするというのも非常に難しいところでございますが、顧問として小島先生少しアドバイスをいただければと思います。

○小島顧問 私は、勇氣ある撤退はいけないと思っています。じゃあ一体、おっしゃることはよくわかる。けども、今まで数年間、この世羅郡へ新しい産業を作るんだと、どうすればいいかと。しかも、この世羅郡に今110万人が入っている。ところが、たった2時間しかこの世羅郡へとどまらないと。皆3時間目には三次に行ったり上下に行ったり、しかも100人に100人がそろってご飯を食うところがない、どうするんだということはずっと長年考えてきた。今、公設民営で町が作って民間にどうぞという表現があったですが、今までいろいろ民間企業と町も長年議論をしてきて、じゃああんたんともこっちへ来て自分で施設をしてやれえやと言って、この不景気でどの企業が来るんかと。そういう中で、新しい地方のいろんな法律も変わってきて、いわゆる町が51%持つと、そういう中でこの株式会社を作ったわけですけどもね。けども、各民間企業も、我々も出資をもっとしてほしいということは言いました。ところが、民間企業も、小西にしましてもダイナックにしても、要するにこれ以外に実は民間企業も2億円ぐらい別に金を準備してるんですよ。それは自分のとこの机とか、あるいは従業員の訓練とか、あるいはそういう事前の運転資金とか食材、そういったものを出すために民間企業はこれ以外に別枠で2億円ぐらい金を積んでます。そういうことがある。そのことは、町としてもやっぱりはっきり言わにゃいけないと思うんです。だから、まるっきり世羅町さんが補助金を使ったりして、

起債使ったりして、物を作ってさあどうぞと言うんじゃないんですよ。やはり民間企業も失敗したくないという中で、別枠でそういったことも積んでおる、そういう事実もあるわけでございます。

同時に、先が見えないからこの仕事をやめろという意見もあるようですが、今この世羅郡には花とかあります。しかし、一方において長年名を売ってきたブドウとかナシとかあります。ナシは、今非常に全国であちらこちらが作ってきました。同時にここ二、三年、非常にナシの価格が下がっています。キロが270円から二百四十何円になってるんです。それで、このナシもやはりナシプラス新しいものを作っていかないと、この世羅郡の新しい農業っていうのはないわけですよ。そういう中で、何か新しい果物を作りたいという中で、東京市場等へ行かれて研究してきた。ところが、生食のブドウでは余りにも手がかかり過ぎる。しかも、この世羅郡は高齢化しておる。しからば、手がかからないものは何かという中で、じゃあワインへのブドウを作ろうというふうに話がずっと長年発展をしてきたんです。その長年積んだことが今回のこのワイナリーであります。

そこで、今後考えておることは、今非常に減反で田があいておると。でき得れば、大体1反でたる3個できるそうです。我々は、今後仕込もうと思っているのは、要するに1反みんな簡単に作れる方法というのを研究をして、今してますけど、初期投資を安くして、この世羅郡じゅうのいわゆる減反田で、やってみようという人にお勧めをして1反3たる、それを2つはこの小西酒造のアグリパークへ売ると。あと1個を、できれば将来は個人ファーマーのワインができないかと。特にこの世羅郡というのは冬がだめですから、ですから冬に世羅郡へ行ってみいと。例えば小島ファーマーへ来ると、そうするとたるが、ワインがあると、そこまで小島ファーマー、何ファーマー、この世羅郡で幾つかのファーマーができる、個人ファーマーが。それをこう積んでいくと、新しいこの世羅郡に産業といますか、みんなが食っていける、そういったものを作ろうということが、このいわゆる農業公園のワインをやろうと言うたもともとの出発点ですよ。ですから、もちろん採算ベースっていうのはもっともっと検討してほしい。してほしいが、ただ今この事業が目の前で、もうけにならんだろうからやめえという議論はやめてほしい。じゃあそこまで言うんだったら、これにかわる新しい産業を作してほしい、僕はそういう気分です。

もう一個申し上げますけども、この世羅郡に新しい雇用が生まれてきます。この4年間で200人、皆さんやはりこの世羅郡というのはあくまでも今は農業を中心にして新しい展開をすることがこの地域を伸ばす大きな道です。近々、よそからもああいうハウス栽培

の企業も来るようです。そんなことを足してみると、約200人ぐらいな向こう4年間でこの世羅郡に雇用ができます。それと一緒に、このブドウについてもいろいろあるけど、やはり私はそういう長い目でこの世羅郡全体に新しい産業を興すということがあろうと思うんです。

もう一点ちょっと申し上げますけど、皆さん今この世羅郡3町で一番足りないのは、広島県内の観光エリアにおいて団体客比率、宿泊客比率、それから消費率が出ています、先般県の方から。全県で団体比率が20.1%です。それに対して、この世羅郡の団体客比率は11.1%です。県内の2分の1です。団体客が少ないんですよ。この施設を作って、まんだまんだそういうのができれば、こういう施設ができればいわゆる県内からも団体を引っ張ってこれるという道がまだあるんです。

もう一点、観光消費です。これが、広島県内の全県水準は、1名が5,074円です。ところが、世羅郡は1,257円なんです。ですから、まんだまんだこの世羅郡は、知恵を絞っていけば農業プラス観光面においても生きていく道がある。

もっと申し上げれば、もう一点。要するに、ホテル、旅館、ペンションがない、この地域は。全県でいえば19.2%、ところがこの世羅郡は2.6%です。ですから、全県的にこう考えてみますと、まんだまんだこの世羅郡というのはそういった知恵を出せばやっていける道があるんです。そのために、こういったものを作って、だれも作って、これがもう赤字がわかっておってせやせん。でも、小西や今の民間企業を引っ張ってくるんだって、よっぽど議論をして出資してくれと言いながらここまで来た経緯はあります。今後そういういったひとつ見通し、収支についてはまたいろいろ検討いただきたい。よろしくお願いします。

以上です。

○上本会長 ありがとうございます。

黒木委員、発言されますか。

○黒木委員 このアグリパークは、既に昨年11月1日に設立されておるわけです。思い返してみますと、この合併協議会ができたのが10月なんです。それで、思い返してみますと、ちょうど世羅町で第3回目の協議会があったときに、この農業公園の問題が出ました。そのときに、3町がちょうど資金計画の話、資産の問題があったときに、13年度末で3町合わせて200億円の債務を負っておるじゃないか。それじゃあ、14年度末にはどうなるのか、合併したときにはどうなるのかという話をしていたときに、13年度

で200億円あるのに、現在3町が計画しておられる事業がそれぞれあるでしょう。そういうことについて、後年度負担を伴うものについては3町の町長さんお互いに協議をして、後年度の負担が残らないように、できるだけ少なくなるようにという議論をして、そのときは少なくとも甲山町と世羅西町の町長さんは余りこの話に深入ってご相談はなかったんじゃないかというふうな雰囲気でした。しかし、今日お聞きしますと、その後この問題については甲山町も世羅西町の町長さんもそのことについては以後協議に加わっておると、それから甲山町が抱えておるいろんな事業の問題、世羅西町が持つておられることについても3町も話を続けてきておられるということが今日わかりました。そのお言葉を信じるほかないわけなんです、ここで資本金1,500万円の51%を世羅町が引き受けるということで、この出資金765万円を新町に引き継ぐという問題で、これだけ農業公園の問題が大きくクローズアップされておるわけなんです。

それで、あのときにもう少しはっきり議論をして、皆さんが納得しておれば、こういうところでもう議論も進まずに、お互いに前向きな、もう合併して1年半後に、18年4月にこの事業を開始されるわけですから。そうすると、もうちょっと前向きにするにはどうしたらいいかということを考える方がいいんであって、これをとめるわけにいかんんじゃないかと思うんですね。そうすると、これから今の農業公園の問題について我々素人から見ても、例えばブドウについて20ヘクタール中9ヘクタールを醸造用地に使うというのに、これはいつできるかわからないということなら、この事業はやめた方がいいんじゃないかというふうに素人は単純に思うわけですよ。そういう話の中に、もうちょっと練り直しもされる問題もあろうと思うんですが、新町に引き継がれた後に、どうしてもこれは引き継ぐよりほかにないんでしょう、765万円は。そうすると、3町の現町長さん方が、それからまた議会の方もいらっしゃるわけですし、18年4月供用開始に向けてどのようにしていったらいいかということを経験していただいた方がいいんじゃないかと思えますし、特に世羅町の町長さん、一番のこの中核におられる方なんですから、そのお気持ちを十分に皆さんに説明をしていただいて、これがスムーズに議案が皆さん100%理解できないにしても、合併へ向けて何とかしようじゃないかという気になるようなひとつお話を聞きしたいんですけども、いかがでございましょうか。

○上本会長 今回提案しておるものは、新町において当然引き続いてやる事業において提案しておるわけでございますが、その事業につきましては当初は世羅町で企画されたものであり、いわゆる周知徹底ということについては世羅西、甲山は少しそういう意味では情

報は不足しておるのは当然の結果だと思いますが。このことを新町において引き継ぎ、しかもこうしたことを決めていきながら、いわゆる新町の建設計画というのがこれから一つの議論の中に上がってくる、今その調整をしておる段階でございます。もちろん財政推計と合わせた一つの計画案を持って進めていく必要がございますので、まだ作業はかなりのものを残してございますが、これからいわゆる新町の建設計画につきましても9月末から10月末、各町で同時期にそうした説明会を開きながら郡民の議論をいただいてこの協議会の中で建設計画をまとめていく、そういう手順で進めております。財政の推計は非常に昨今の状況厳しいものがあるわけですが、そこらの今計画年次を調整しながら進めておる中で、このアグリパークという事業につきましては当然引き継ぐと、もちろん世羅西の青少年旅行村もこの議題に上がってございますが、そういうふうなもので当然引き継がざるを得ないものとしてご議論をいただいております。

確かに、いろんなことにつきましてそれぞれの青少年旅行村も将来においてどうかという議論になりますが、いろんな問題は出てくると思いますし、今日こうしてご議論いただく、ご意見いただく中をまた我々も執行者の方も真摯に受けとめながら、そのことについての建設計画の中でしっかり財務状況を踏まえた中での調整を進めていく必要があるというように思います。

それ以上、今ここでお答えするのが難しい。黒木委員の質問に対してお答えになったかどうかというのはなかなか不安な面もございますが、私だけがどんどんどんしゃべるのも難しいんですが、それじゃあここで全部3町ずつとそろって議論、調整してというのが難しゅうございますので、当たりさわりのないところの発言だと思うんですが、ご理解いただけたと思います。

黒木委員。

○黒木委員 この農業公園の問題について、こう議論してこういう資料を出してくださいと言えば出てくるんですね。本来なら、こういうものが最初から出てきて説明をしてくだされば、皆さんが納得できるんじゃないかと思うんです。それで、しかしこうあるんだけど、こういう問題いろいろあるんだっていうざっくりばらんな話をしていただかないと、伏せるものは伏せといて、悪くとればですよ、こういうものは全部あったわけでしょう。それを説明される段階でせずにおいて、こうやられるからいけないんであって、私いつもお話ししますように、積算の資料と、それじゃあどうなるんですかというのをもう2遍も3遍も言いますと言いにくくなりますし、それから次のときにはもう忘れておるとい

うこともあるんですが、そりゃあ今から言うてもしょうがないんで、議長さん、この議案についてはあれじゃないですか、もうこの提案について皆さんっていうふうにおっしゃっていただいた方が、どうなんですかね。

○上本会長 再三にわたって資料ということがございますんで、それは山口事務局長もしっかり受けとめておるところもございますんで、この場は一応ご容赦いただきたいと思いますんですが。

今回提案しておるアグリパークの出資金、新町に引き継ぐということは、事務上そうして新しい新町を作るための今当面の作業としてやっておることなんで、もちろんこの事業につきましてはいろんな角度から議論、もちろん小島先生のような前向きな世羅郡をよくしていこうという一つの流れ、これが一番この事業の本当のところの目的でございますし、趣旨でございますが、ただいろんな角度からすれば確かに不安な要因もある。それをこれから議論の中でしっかり地域の財産として育てていくようにみんなの力を合わせていく必要があると思います。一応、そこらで確認をしたいと思いますが、鈴木委員、あえて発言ございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 済いません。最後に、最後というても、僕が言うちゃいけないんですけど。

皆さんの意見ごもつともだと私は思ってます。こういう新しいことについては非常に慎重な意見が出て当たり前だと思いますけれども、私の個人の意見として言いますけれども、時期的に言えば非常に勇気が要った行動だったと思いますけれども、時期としては非常にいい時期を選んじゃったんじゃないかと思ってます。失敗してる例を見ますと、大体ご承知のように、バブルの最盛期にどんどんどんやったもので、内容についてもそれほど慎重な議論がなされてなかってあのようなことになってるんだと私は思ってます。もともとは世羅町単独で始められた事業ですから、本来なら世羅町の中だけでいろいろと議論をされることだったんでしょうけれども、このたびこういう協議会という場が持たして、世羅郡の中の皆さんがあえてこれに対して耳を傾け、そして内容がわかり、意見を言う場がこういうふうにして与えられたということについては、非常に幸運だったと私は思ってます。

世羅町の町長さん初め執行部の方は大変な苦勞をされておると思います。ですから、もうこのことについては後ろに行けないんでしょうから、絶対成功するというふうな意気込みを持って、さらに慎重な、今からでもできることについては慎重な内部でご検討をいた

だきながら、それ見たかと言われるような後々指さされて、あれは大きな失敗だったなどということがないように、再度重ねてお願いをしときたいと思います。

それから、どこもつぶれとる一つの大きな、長くなって申しわけありませんが、再来園、要は再度来たいというふうなイメージのテーマパークでないとだめだと思っんです。どこにしても、一回行ったらもうこれ来るとこじゃないなというところだんだんと人が離れ、失敗してる傾向がありますので、その轍は踏まないように、是非ともそこらのところの運営について十分な協議、開園になってもそこらのところは十分な協議をいただきたいと思っんです。

それと、もう一つ赤字の問題ですけれども、では現実に始まって、何%ぐらいな赤字が出たら本当にどうするんだというふうなことを考えざるを得ない時期があるかも知れませんけれども、そういうことも当初からこれだけのことができたときにはもうそのことについて判断をしようと、累積が何ぼと大きなことになって初めて慌てるということのないようにお願いをしたいと思います。

それから、アグリパークの社員ですけれども、その方についてはちょっと内容がわかりませんが、町からの出向があるのかということについて1点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

○上本会長 町から出向があるかということについての質問ですが、即答できますか。

金尾副幹事長。

○金尾副幹事長 貴重なご意見をありがとうございました。

今後のこの公園の運営といいますか、すべてにわたって生かしていきたいというふうに思っんです。ありがとうございました。

社員についてでありますけど、町からの出向ということにつきましては、今現在の段階では判断しておりません。というのは、休職出向というふうなことになろうと思っんです。ですから、その辺は今しますとかしませんとかと言うことはできませんので、慎重に判断をして対応をしたいと思います。

○上本会長 いろいろご意見賜ってございますが、このことについてはご意見の趣旨はどうかうまく行ってほしいと、これからもよくなるようにという願いが主眼としてあるように見受けまっんです。これからご意見いただいたことを我々執行者側も真摯に受けとめながら、新町の建設計画の中で財政推計を含めて慎重な運営をしていく必要があります。そういうふうなご意見等々を踏まえて確認しながら、協議第24号の2については一応皆さん方の

ご確認をいただいたということにさせてほしいが、いかがでしょうか。

井口委員。

○井口委員 遅くなって済みません。3町の1回商工会か何か説明会があったと思うんです。そのときに、ファーマーズマーケットに出店する場合——農園の方だったと思うんですが——には、応分の負担をしていただかないと入店できないと、それは駐車場、建物費用ですか、そういうことがあったと記憶しているんですが、それが1点と。

それから、アグリパークの管理費はどこから出るのか、契約書がないとおっしゃったもので、4,000万円近い金ですね。小西酒造さんも日本の代表的な都市銀行も作ったような大きな会社です。それから、アグリパークさんもサントリー丸抱えの大きな会社ですが、そういう点も会社は大きゅうございますが、契約だけはしっかりと結んでおいていただきたいと思います。

○上本会長 馬場室長。

○馬場農業公園推進室長 失礼をします。井口委員さんのご意見でございますが、世羅町の商工会を中心に3町の商工会でこの農業公園にかかわる委員会というのを作られました、過去2回にわたりまして説明とか意見交換を行いました。その間に、私参加をいたしました、恐らくファーマーズマーケットを含まず、この施設整備はすべて農林水産省の補助事業を受けて行いますということで、施設の負担を商工会の方にいただくというのは説明はいたしてないと思います。ただ、敷地的に余裕があるので、商工会さんの方で是非自力でそういった施設を建てたいということがあれば、そのときはご協議をしますという形で説明をした記憶がございます。1点目はそういうことでございます。

それから、2点目の管理費の捻出でございますが、小西さん、ダイナックさんが直接にその管理費を出すということでなしに、このアグリパークの運営をされる中でワイナリーの売り上げの中から何%、レストランの売り上げの中から何%、このパーセントを当管理費の中に回すということで今協議をいたしております。よろしゅうございますか。

○井口委員 わかりましたけど、説明のときにはそうじゃなかったと思ったんですね。出店する人がそういう建物を建ってくれるということだったものですからね。今の説明で、それじゃあわかりました。

それと、さっきの管理費ですが、レストラン、ワイナリーの1,300万円、1,200万円でしたら、恐らくそちらの方で採算が合う、それからアグリパークが同じ会社で今度は右のところへ行って管理費はもらうと。ですから、2つのところでちゃんといいよう

になってるなというふうにはちょっと見受けるわけなんですよ。管理費が売上歩合の中からの捻出になってくると、相当30%ぐらいな手数料を出さないと入れないというような要求になろうかと思うんですね。そうすると、最低売り上げも要りますし、なかなか厳しいなと思っているところでございます。

○上本会長 豊田委員。

○豊田委員 多くの意見は、心配をされている意見がほとんどであったと思うんです。協議第24号の2を確認されるに当たっては、この2番目の株式会社セラアグリパークについてを除外して審議されたい。いろんな議論があるままにこれを強行されていっても、また各議会でこれ問題が再燃することは目に見えていると思うんです。世羅町長の、いわゆる社長さんの決意表明というか何ら声も一言も今まで聞いてもおりません。そういう中で、出された資料をそそっと説明されて、はいわかりました、そんな単純な合併協議会ではいけんと思うんです。ツケは必ず新町にみんなにかぶってくる、恐らく間違いない。今一番農民にとっていいのは米だったのに、これがだめになり、ナシとかマツタケとかいろんなものがだんだんと悪くなって、他のワイナリーでも右肩上がりのところは、あったら教えていただきたい。ここももうけた、ここももうけた、もうやらにやあ損じゃというような情報をしっかり出すべきだが、一枚も出てこんでしよう。もっとそういう情報があつてしかるべきですよ、ブドウがそんなによかったら。よかったらどこもやりますよ、また次に。同じことになる、ナシと。その繰り返しをするんかどうかですね。

確認されるんだったら、2番の項は除外をして、もっと真剣に論議を重ねてやるべきであると。多くの傍聴者の方もおられますが、しっかりこのことは議論してくれということが実は多いんです。そここのところをひとつ会長、議長は受けとめていただきたいと思えます。

○上本会長 豊田委員の意見は一応聞いておきますけれども、ひとつ考えてほしいというのは、いわゆる世羅郡3町がそれぞれ独自に今事業の計画をして、ちょうど合併という時期に当たって新町へ向けてそのことを引き続いていくという議論を今しておるわけですが、基本的にこうした事業は世羅町議会でももちろん町長が責任を持って提案しながら、議会の審議を経てこのことは世羅町として引き続いていくということでこの合併協議会の中に提案され、そして3町の町長がそのことを確認して本日提案してございますので、この事業の中の確認事項についての文言を原案を覆すということには相ならないという認識でございます。

どうぞ。

○水間委員 甲山町の水間でございます。委員さんのいろんな意見を聞かせていただいて、私もそういう意見がわかるどころもたくさんあるわけでございますが、私は先ほど会長、議長が言われたように、私も議会の方で長くお世話になっておりますし、この世羅の農業公園につきましても、甲山町の議会でも委員会等でのそうしたお話も以前伺っておりますし、特に合併議論になりましてからは何回か話を伺ったところでございます。

私は、私の意見としてですが、先ほど会長も言われましたが、この問題につきましてもは相当世羅町さんの方で労力と時間をかけて、相当な論議もされて計画を立たれたものだろうというふうに思っております。先般の委員会でも助役さんの方から非常に詳しくそうした計画についての話をいただいて、私はかなり安心をして、この世羅の地域、本当に世羅郡の自然、そして優良なこうした農地をいかに發揮をして、そうしたすばらしい施設ができていくというふうに私は大きな期待をしておる一つの事業でございます、是非とも成功もしていただければならんし、こうして世羅町におかれましては、機構も改革をされて、この問題は特に強く、広く議論を重ねておられるということに対して、私は一つ世羅町の執行部なり、議会の皆さん方にも敬意を表さなきゃならんというふうに思っております。そういうふうなことを思いまして、話せばたくさんあるわけでございますが、私は本当に世羅の地域で先ほど言いますような資源を有効に活用するいい私は施設だろうというふうに思いますし、是非とも成功していただきたいという、本当に個人的な気持ちでございますが、そこで是非とも本日はこの確認をしていっていただきたいというふうに思う次第でございます。

以上です。

○上本会長 いろいろな立場で積極的に、そして率直にご意見を賜りました。基本的にはこれから新しい町においての事業でございますので、我々執行者ももっともっと真剣に、そして情報開示をして事業を進めていくということをおもっておりますが、基本的に世羅郡三町が新しい町を作るという一つの経緯の中で今日まで各町が抱えておる大きな課題としておる事業は当然新町において引き続き運営していくという責任もあるかと思っております。そういう意味合いの中でいろいろなご意見いただきましたが、本日はこのことにつきまして一応現段で原案どおりご承認、ご確認をいただきたいというように思います。よろしゅうございますか。

いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 異議なしという意見が大勢だというように思いますんで、意見は確認させていただき……。

○井上（忠）委員 お願いします。

それでは、確認の後ということですが、おかしい話ですが、基本的に先ほど私も意見を述べた中で、小島県議も非常に意見を述べられたわけでありまして、その経緯については私は重々知ってます。今回のことが決して今先ほどから起こったことではない、やはり小島県議を含め、県あるいは町との中で十数年の歴史を持って、今現在の県立公園っていうのがあるというのも重々知ってます。だけど、私たちが意見を述べてるのはなぜかと言ったら余りにも情報がない、不安だらけなんです。やること自体がまるで反対、例えば内容がわかってたら、そんなら頑張ってくださいって言えると思うんです、皆さんも。ほんで、今さら絶対撤退はできないはずです。県が絡み、県議会議員、小島先生を含めて、やはり世羅郡の中へ一つの拠点としてという作業をしていただいた、お願いをした経緯もあるはずですから、それについて撤退をすることは相ならんというのは重々知ってます。だけど、僕らもあえて言ってることっていうのは、余りにも県立公園あるいは農業公園に対しての資料が私たちの手元にはないということです。それはやむを得んかもわかりません。今現在、世羅町が取り組んでることですから。

そういった部分で今後において、やはりここで3町の中で取り組むということが明確になったわけですから、資料は請求する前にやはり決定事項はこの協議会の中に報告してほしいと思います。例えば単純にうわさで話ししますよ。今から正式なる契約をされるのかされてるのかわかりません。それすら知らないでしょう、皆さん。ただ、漏れ聞くところによると、3カ年赤字が続くと小西もダイナックも撤退するんですよ、そういう話は出るんです。小島先生が2億円なり数億円の負担をされると言われました。私、当初聞いていたのは、小西は6億円ですよ、それが現実には2億円ですよ。それは何が原因だったのか、そういうことも含めて、やはり世羅町の方、一生懸命取り組んでる、その姿はあると思いますけど、やはり正直に教えてほしい。正直な厳しい数字の中で我々も認めていって、だったら頑張ろうという形を世羅郡の中で作らない限り、この農業公園は失敗すると思います。失敗させてはならない、そのためにはやはり資料は皆さんの前にいち早く出していただいて、こういった方向で進めます。ブドウが足りませんというんなら、住民に、皆さんにやはり協力してくださいと言ってください。そして、将来にわたっては世羅郡の一つの

ブドウ酒として、ワインとして日本に誇れる、あるいはドイツ、フランスとまで言ってるんですから、世界に誇れるワインにしようじゃないかという夢を世羅郡のみんなを抱けるようなものにしてほしい。そのためにはもう少し資料を下さい、話を下さい、でない不安だらけでやはり言いたくないことも言わざるを得ない。何も言わずに通すのは簡単ですよ。言うことによって恨まれるんですから、一生懸命やってる方から恨まれますよ。だけど、あえて言わないと気がつかないでしょう、みんな。だから、そういった意見交換をしながら、他人さんの金じゃないんだということを皆さんで踏まえて、この農業公園なり、県民公園なりを取り組んでいって、世羅郡の中のすばらしい施設として育てていかななくてはならないと思ってます。決して反対で意見を述べてるわけじゃないです。だから、皆さんで育てられるように資料を下さい。まだまだこの法定協は続くはずですから、もう少しの間は。気持ちよく合併できるようにお願いします。

○上本会長 ありがとうございます。これで協議第24号については終わらせていただきます。

ここで休憩をしたいと思います。

3時50分まで休憩いたします。

午後 3時37分休憩

午後 3時50分再開

○上本会長 それでは、時間になりましたので再開させていただきます。

続いて、協議第45号の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、第9回協議会で提案のみとしておりますので、まず質問を受けた後、協議に入りたいと思います。

委員の皆さんの中からご質問がございますでしょうか。

質問はありませんか。

豊田委員。

○豊田委員 甲山の豊田です。1、2、3項とありますが、それぞれこれから先関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するというのが1番ですが、どれぐらいのものが統一ができるように大体試算というのがされているのか、どれぐらいが可能であるのか、統合あるいは廃止についてどれぐらいの団体が廃止してもよいということになりそうなのか、あるいはこの団体においても100%の補助からわずかな補助、いろいろあると思うんですが、いわゆる中身によってはお荷物になる団体等もあるかもしれません。あるいは、休眠状態になっているような団体もあるのではないかと。こういうのを思うんですが、

これは新町になった場合では、いつの時点で統一、廃止等が行われるのか、行おうとするのか、調整をされるのか、お尋ねいたします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員のご質問に対してご説明を申し上げます。

ここの確認の提案をしております3点についてどう取り扱っていくのかということですが、これにつきましては本日確認を、この中身でいただければこういった方向で新町においても調整をしていくということになります。お聞きになっております統一の方向で調整する1については、資料の中ではどれが該当するのかとかという、こういうご質問ですが、これについてはそれぞれの各部会で一定の整理をしております。

私の方から全体のそこにお示しをしてる部会、団体の調整方向というのはどれに該当するのかということで、それぞれ調整をしております。それをご説明申し上げたいと思いますが、まず資料19ページですが、世羅西町交通安全協会というのがございますが、これについては、2の独自の補助金等については従来の経緯、実績及び目的などを考慮し、均衡を保つよう調整するという、こういう団体であろうということで位置づけております。

次の地区交通安全会、これも2であります。暴力追放甲山町民会議、これも2でございます。街路灯管理組合、これも2の調整方向で考えております。次の町の老人クラブ連合会がそれぞれ3町にありますが、これは1の関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整するという考え方であります。それと、単位老人クラブについても3町ありますが、1でございます。甲山町身体障害者福祉協会、これが2、甲山町心身障害児親の会、これも2です。世羅西母子福祉会、これは2でいくという方向でございます。

次に、青少年育成世羅町民会議と世羅西町民会議がございますが、これは1という方向づけです。それと、甲山町公衆衛生推進協議会、愛の献血推進協議会、世羅高等学校を育てる会、世羅高等学校国際交流推進会議まではそれぞれ1でございます。三和高校教育振興協議会、世羅西町人権教育推進協議会、これは2の方向で考えております。甲山町文化協会、それぞれ3町文化協会ありますが、これが1でございます。それと、甲山町文化財協会、甲山町自然を守る会、これが2の方向でございます。それと、世羅町女性連絡会、世羅西女性会がありますが、これは1の方向でございます。それと、甲山町青年連合会、これは2の方向で考えております。それから、甲山町子ども会連合会、甲山町PTA連合会、甲山町体育協会までそれぞれ3町に同じ組織がそれぞれの町ごとにありますが、これは1の方向で考えております。世羅町スポーツ少年団、これが2であります。

次に、世羅高等学校陸上競技部後援会、これは2でございます。それと、地域農業集団連絡協議会、世羅西町技術部会、世羅町果樹部会、世羅西町農業士会、世羅西町青年農業者クラブは、これは3の調整内容、方向で統合とか廃止するよう調整するというものでございます。それと、甲山町生活研究グループ、右に世羅町もあるわけですが、これは1でございます。世羅町商工会防犯組合、これは2でございます。それと、甲山町観光協会、これは1、大池観光協会、これは3ということで考えております。

次に、世羅町たばこ販売組合、世羅西たばこ販売組合がありますが、これは1でございます。甲山町松くい虫防除対策協議会から世羅町の建設国保組合世羅支部までが2の方向で考えております。

以上でございます。

○上本会長 他に質問がございますか。

○山口事務局長 どうも大変失礼しました。ちょっと資料の関係でちょうど見えなくなっておりましたので大変申しわけございません。部落解放同盟甲山支部、世羅支部、世羅西支部については、これは1の方向でございます。失礼しました。

○上本会長 他に質問がございますか。

豊田委員。

○豊田委員 一番最後に言われた解放同盟の件については、前回も質問等でしたところですが、私は民間運動団体だという位置づけをしておりますから、これ以後ずっと補助団体に置くというのは適切でない。国、県は、あるいは全国の傾向はどうなっているか、よくご存じのとおりであります。ここはどうなっているかお答えいただきたい。

既に法律は期限切れて、地区を限定したり、個人を限定したりということは、既に法的にも消えておるんです。全国的な流れは、今後部落問題とか同和問題とか、こういう言葉よりも地域をしっかりと守って、みんなが基本的な人権が守れるようにという運動に切りかわっているのが全国的な流れなんです。こここのところがいつまでも行政の援助を受けてやるということは、いささか時代遅れの感がしないか、これから先を見ているやり方とは思えません。既に国、県、各町も同和の関係は解消の方に向かっている、解消に達していると言っても過言ではないから、そして法律も切れたんです。一般対策に移行している、こういう状況の中でこういう運動団体を特定して、しかも金額は少ないのかと思えば、甲山町でも2番目、世羅町でも2番目に金額が多い。世羅西町では一番金額が多い。皆さんの、町民のこうしたやり方が理解を得ているのかどうか、もっとよく調べてやらなければ

いけない時期ではないか、このように思います。したがって、団体をここから削除することを求めますし、金額もこれはなくしていく、これが国、県の流れであり、当然新町においてもそうした方向に向かうのが当たり前のやり方で、運動団体はそれぞれ自主的な運動でしっかりとやっていただく、このことは基本だと思うんです。この点についてはいかなものでしょうか。

○上本会長 今、質問のみを受けておるんですが、ご意見であったように思いますので、また意見のときにお答えという、議論させていただきますんで。

○豊田委員 区別があるんですか。今のは質問として。

○上本会長 組み立ては、一応この提案のいろいろなことについての質問のみを一応受けて、そしてそれに対して意見を述べていただいて調整していくという建前になっておるとい、そこら微妙なところがあるんですが、お答えしましょう。できますか。失礼しました。

じゃあ、田原幹事長の方から答弁させていただきます。

○田原幹事長 それじゃ、今我々が持つておる一つの取り組みの姿勢というものをお話してご理解いただきたいと思いますが。

今までありました公共的団体等の取扱い、また今日ここで出しております補助金、交付金等の取扱いで、この部落解放同盟各支部がそれに位置づけてきとるという流れですが、いわゆる同和対策事業を行う行政として、そういった対象地区の指定等を今まで行政一本ではできなかったという立場がありました。こういった中で、こうした運動体を通して、その把握の中に同和対策事業を起こしてきたわけです。その同和対策事業の中にも昨年3月末をもって切れましたいわゆるハード事業を中心としたものと、また隣保館運営等、そういったソフト事業をしたのがございますが、ハード事業につきましては昨年来、法の期限切れによりまして一般対策事業への移行をされておるところでございますが、いわゆる隣保館運営に関しては、なお引き続き現在も国、県等これらの助成を通して市町村がそれに当たっておるという状況であります。しかし、この隣保館設置運営に関しても、昨年からはもっと特定の地域に限らず、幅広く、町全体あるいは市全体、そういった官が管轄する地域を全体をもって運営されるようというふうな要望の改正もあっておりますが、先ほど来委員さんもおっしゃるように、今切りかわっていく時期というのは当然そういった時期だろうと思いますが、その時期で現在ありますので、従来からのそういった運動体も、そういった現在隣保館運営等なお引き続き市町村がやっていく中、そういった対

象者の把握というものも、なお引き続き必要であるという観点からは、いましばらくこうした補助等も続ける中で、この隣保館運営等が図られていかなければならないという市町村の立場もごさいます。しかし、今後こういった人権問題、特にこういった部落差別について、一定の時期が来る段階では国、県等がそういった中での隣保館運営についても一定の終止符が打たれることだろう、またそういった終止符が打たれるようなことがなければ解放につながらないということでもありますので、そういった時期が早急に来るべき我々も取り組んでおるわけですが、そういった時期が来たならば、町としても当然やめて、廃止していかなきゃならん、そういうふうな考え方のもとでいましばらくこういった隣保館運営等が現在続いている中では、もう少し、補助の額については今後新町の中では額の多少は加減は当然あるべきと考えますが、そうした中での補助金の継続はまたそういった中での公共的団体等の取扱いについても、先般もありましたけども、そういった考えのもとでいましばらく続けなければならないという考え方のもとに、こういうふうに取り扱いの中で取り上げさせてもらったというところでごさいます。

○上本会長 まだありますか。

豊田委員。

○豊田委員 ご答弁いただいたところですが、実際に国は法律切って一般施策に移行するというところを確実にやってきたわけですよ。これは自治体の幾らかのところは依然としてそういうことを続けているところもある。県はかなりぴしゃっとしてきたと思うんですね。県内においても、かなり変動があつてるでしょう。そこは把握されとるですか。県内のこういった同じように補助金を出していたところが、そうしてやめていった。増えとるところはまずありません。新しく補助金を出すようなところはまずない。やめていっとるんがどんどんどんどん増えていってる。それは把握をされとるですか。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 先般も人権問題の取扱いの項目についても協議がありましたように、いろいろ町が今まで給付しとる事項については、それらについては合併を契機に廃止するというところも協議していただきましたけれども、今申し上げましたように、この隣保館運営等、国、県がまだこういった一定の切りかわる時期でのいわゆるソフト事業の援助を続けておるという中では市町村としてもそれらを、まだ解放が完全になされてないという中では、そういった時期、市町村から率先して、これを廃止すべきという考え方でなく、やっぱり国、県等の流れに沿ってまたやっついていかなければならないというふうに思つとるとこ

ろでありまして、いわゆる先ほど言いましたように補助金の額等については、今後の流れの中では加減は当然あるかというふうに思っております。

○上本会長 他に質問がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 質問がないようですから、ご意見がございましたらご発言ください。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、ご意見もないようでございますので、各種団体補助金、交付金等の取扱いについては原案のとおりご確認いただいたということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、協議第46号の消防の取扱いについては、第9回協議会で提案のみとしておりますので、まず質問を受けた後、協議に入りたいと思います。

委員の皆さんの中からご質問がございますでしょうか。

寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田です。消防施設については、すべて新町に引き継ぐということになっておるんですが、引き継ぐ前の現状について消防施設には防火水槽等も含まれると思うんですが、そこらの土地の管理、特に今草が多く生えとると思うんですが、今の現状の管理と新町へ引き継ぐときはどうするんかということについてお聞きいたします。

○上本会長 久保消防担当幹事長。

○久保消防担当幹事長 世羅西町総務課長の久保でございます。先ほどの消防施設の引き継ぎについてということでございますが、防火水槽等の設置につきましては、2つの方法がほかの町にもあると思います。その土地を借地をしておるという状況と、それから町が土地を取得をして設置をしておるという状況があるかと思いますが、いずれにいたしましても、防火水槽の施設の敷地については、消防として管理をする必要があるわけでございますので、これは町が管理をするということでございます。

○上本会長 わかりました、寺田委員。

○寺田委員 説明はよくわかりましたが、現実はどうなつとるんかといいますと、なかなかその防火水槽の近隣の民家がビーバーを持って行って草を刈っておるのが現状じゃないかというように思います。新町へ引き継ぐということですので、新町になったら是非と

も町有地についての管理については、町で管理をお願いしたいというように思います。

○上本会長 久保消防担当幹事長。

○久保消防担当幹事長 地域の、そうは言いましても財産を守る施設でございますので、地域の皆さんのご協力も得ながら管理をしていきたいというふうに思っております。

○上本会長 他に質問がございますか。

豊田委員。

○豊田委員 この項にははっきりとどこかというのはわからんですが、世羅西町のいわゆる救急体制のことについて、これまでも説明は聞かせてもろうたんですが、この合併協の中には議論としては一切入らないのか、それともこの文言のうちでどこか入れて協議するんか、全く頭ごなしでこれは通る性質のものなんでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員のご質問に対してお答えいたします。

救急施設の件でございますが、これにつきましては一応新町での対応ということもございますので、新町建設計画の中でこの協議会の場でご協議いただくことになるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 質問がないようですので、ご意見がございましたらご意見を発言してください。

蔵敷委員。

○蔵敷委員 世羅町の蔵敷です。消防団は合併時に統合するとありますが、恐らくテリトリーというのはおかしいんですが、消防、今の火災にしてもですが、活動範囲等は変わらないととってもよろしいでしょうか。その際に、もし変わるのであれば、直ちに機能するようというわけにはいかんと思うんです。例えば1日を境に変わるわけですから、前日とその次というわけにはいきませんから、事前に、例えば情報をもらい、そういうふうにするのか、ただ統合するだけで現状の活動範囲でいくのかということをちょっとお聞きしたいんですが。

○上本会長 久保消防担当幹事長。

○久保消防担当幹事長 お尋ねの趣旨は組織がどうなるのかというところから説明をさせ

ていただいた方がよろしいかと思えます。現在、3つの消防団組織が3町あるわけですが、これを合併ということになりますと、組織を1つにするということになるわけです。現在、消防団長3名おられますが、合併すれば消防団長も1人でよろしいということになるわけですが、それぞれの現在の町の消防団を一つの方面隊として考えようということ、今検討しております。現在の甲山町を第1方面団、それから現在の世羅町を第2方面団、現在の世羅西町を第3方面団というふうな、仮にそういった形にして、団長が1名、それから副団長が3名おられたらいいんじゃないかと、その中でその副団長が各方面団の方面団長をやろうということになっております。だから、方面団の組織を動かすのは原則的には方面団長が動かすということで、火災の出動態勢等も今の状況と当面変わることはしないという話をしております。そして、新しい町になって消防団組織がきちとした段階で、また新たな消防団組織によって、そこが検討していただくということで、現在の段階では3町の消防団の団長、副団長さんに集まっていただいて検討した結果は、そういった体制でいこうということにしております。

以上で説明を終わります。

○上本会長 他にご意見がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ご意見がないようでございますから、消防の取扱いについてはご確認をいただいたということでもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

続いて、協議第11号の2新町の名称について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料30ページをお開きください。

協議第11号の2新町の名称について。

新町の名称について提案する。平成15年7月23日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の名称について。新町の名称については、小委員会の選定した5作品の中から協議または投票により1作品を選定するという提案でございます。これは先ほど小委員会において選定された5作品の中から、新町の名称1作品を選定する方法について会長が提案してるものであります。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第11号の2の説明ですが、これにつきましては先ほど名称候補選定小委員会からの報告でご確認いただきました5作品の中から1作品を選定する方法論についての協議でありますので、直ちに協議に入りたいと思います。

協議に入る前に、会長、副会長のお考えを少し述べさせていただきたいと思いますが、小委員会が選定した5作品の中には、旧町名が2つ含まれております。会議の議事は、協議により全会一致をもって進めることを原則としておりますが、この中から委員が意見を述べ合って1作品を選定するということは、議論の状況によっては逆に混乱を来したり、しこりを残すことも予想されるところです。したがって、会長、副会長においては投票によって決するのが望ましいという考え方をしております。これらを含めて皆さんのご意見を賜りたいと思います。

豊田委員。

○豊田委員 まだこの5作品ですか、これはここへご参加の皆さん、傍聴者最初おられましたが、100人知られたとしても、全町民、新町民からいうと約200分の1ですか、それだけしか知られていないはずですね。これは公表するなというようなことの中からやられていますから、ほとんどの町民はこの5作品を知る立場にない。こういう中で、本日これが投票あるいはそのほかのことで決められるということは、多くの町民の知る権利とか参加する権利、こういうものを奪うことになる。したがって、本日はこの5作品が提案された、この論議は大いにされて結構ですが、ここですぐ投票、そのほかのことで確認をするということは新たな混乱を起こすのではないか、このように思いますから会長はよく皆さんのことをまとめて進めていただきたい。

○上本会長 豊田委員の意見もそのとおりだと思いますんで、今会長、副会長で提案しておる投票というのは本日という意味合いは持ってございません。できれば、もし投票という方向でということになれば、投票の方法だけは本日はご確認いただければというようなことまでは協議してございますが、投票自体は次の第11回ということも考えられるというように思っております。いかがでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 ここへ提案されておる協議または投票と、こうあって、先ほど会長、副会長の相談の結果という話がございます、ここで意見を交換することが場合によったらしこりを残すこともあるというふうなお話でございましたが、私は必ずしもそうとは思わない

んです。やはりここで皆さんが意見を述べ合うことが自分の思っていたことと、人の意見を聞くと、ああなるほどなと思うことも随分あると思うんです。ですから、投票ということを出されずに、十分協議をされて、今までの全部全員一致で来たわけですから、その時間はあっていいんじゃないかと思うんですが、いきなりこの36人が仮に投票するとしますと多数決でしょうから、それがいいのかどうかというのは、私は必ずしもそれがいいとは思わないんです。皆さんが議論し合うことが、それでにっちもさっちもいかなかったら投票ということは当然あってしかるべきだと思いますが、やはり皆さんが意見を述べ合うことがいいんじゃないかと、私はそう思うんですけども。

○上本会長 わかりました。投票ということの方法も含めてご意見を賜りたいということ、ちょっと投票の方が少し皆さん方に心に響いていかなかったり、その点については反省しておりますが、もちろん自分なりの意見はしっかり述べて、その議論の中で判断をしていくことは当然のことでございますので、ご意見の発言はどんどんしていただければと思います。

徳光委員。

○徳光委員 徳光でございます。この5点を投票するまでに、町民の皆さんに一度この5点を提示されるんがいいと思いますが、それはどうお考えですか。

○上本会長 合併広報紙で今回提案したことはして、その公表した後、次の機会のときに、もし決めるということができればということなんで、広報する前に確認をして決めるということは今考えてございません。正直言います、今の町名が2つございますので、そこら辺の中でなかなか発言しにくい場合もあるのかな、この協議会ですからしっかり言ってもらっても別にどうということはないと思うんですが、なかなかそうは言っても発言しにくいところがあるのかなということが、我々少しありましたので、少し先走ったような会議の運営になって申しわけないと思いますが。

前原委員。

○前原委員 世羅西の前原ですが、今日小委員会の方の報告があったのが5つの町名ということになっとるんですが、これはごらんいただければ全部漢字になっておりますが、これを平仮名にするとかということはいまもうできないんでしょうか、どうでしょうか。

○上本会長 小委員会で報告したことをもって我々が、3町の町長が今回提案申し上げるとのことなんで、一応今提案を申し上げると中身そのものは変更は、一応現状ではないということでございます。決める方法論は別として、小委員会で決めていただいております。

中から選んでいくという中でひとつ発言をいただけたと思いますが。

最初にちょっと投票ということを口走ってしまったんで発言しにくい雰囲気が出てしまったのかなと反省しておりますが、どうでしょうか。発言がないということになれば、決めていかななくてはならないんで、投票ということの我々の一応思いを賛同いただけるかどうか、そこら辺を確認したいと思います。

豊田委員。

○豊田委員 まず、合併便りはもちろんですが、町広報等でも広く可能な限りやっぱり多くの人に、小学生まで含めて子供さんにも知ってもらう、将来のことですから知らしめて、次の機会では3つないし2つぐらいを本協議会で選ぶかなんかをして、また町民に知らずか何かをして、やっぱりだんだんがあってまとめていく方がええんじゃないか、一気に5つあるのからぽかんと1つだけ選ぶのでなしに、したらどうでしょうか。余りすぐ急がなくても、来年10月ですから早くて、名前がないから名札つけるわけじゃないですから、まだ。新町に町民がやっぱり本位だと思うんです、ここへしとるのは町民から任されたことをやっとするんであって、町民の全部を任されとるわけじゃない。合併に関することを任されとるだけのことで。やっぱり町民が本位ですから、町民にやっぱりよく知らせていくことから始めなきゃいけん。その方法等をひとつご説明ください。また、投票にする場合はどういうやり方でしょうと考えているということもご提案ください。

○上本会長 ただいまの一遍に1作品、1町名を選ばなくてもいいと、段階的にやってもいいかという意見でもあったかと思いますが、投票につきましては、投票という方向になったときに再度その投票の議論につきましてはご協議させていただくことにさせていただくとして、先ほど豊田委員の方向も提示いただいて、ほかに。

井上委員。

○井上（忠）委員 今豊田委員あるいは他の方も発言されたかと思うんですが、そういった内容についても小委員会の中で非常に意見がありました、事実。最終的に1点に絞り込むのはどうしたらいいだろうかという部分に関しては、やはりそれぞれの委員、思いがありまして大変悩みました。だけど、当小委員会の中でも最終的には、例えば討論をし、あるいは協議をして1点に絞り込むっていうのは、非常に難しいんじゃないかという思いがそれぞれの委員の中にありました。最終的には恐らく5点選ばせていただきましたけど、その中から皆さんの投票によって、我々の小委員会では数の原則には従わないという原理、原則を持ってましたけど、最終的にはそこに至るのが無難な形かなという意見もあ

ったように思います。討論をして、確かに討論は必要だと思います。小委員会の中でもいろいろな討論を重ねていく中で、先ほど前原委員も言われましたけど、例えば漢字だけ、それを平仮名にという部分も小委員会の中では討論いたしました。そういった討論を重ねた上で最終的に5点を絞り込む作業に至ったわけでありますので、この法定協の中でも今皆さんの前にご提示して5点につきまして、いろいろな討論をする中でやはり自分の思いが変わったり、ああそういう思いもあるんだったらこういった方向がいいかなということも、我々の小委員会の中ではございましたので、討論も必要だと思います。

ただ、今日提示して投票かあるいはほかの方法で今日決定というのも少し無理かなという気がしますので、豊田委員さんが発言なさったように広く住民の皆さんに知らせることも大切でしょうし、知らせることが弊害にならなきゃいいがなとも思いますし、両面の考え方がございますのであれですが、広く町民の皆さんに知っていただいて、その中でどう決まったっていう段階を踏んでいくってというのは非常に難しいかなと思います。3点到に絞り、ほれじゃ2点到に絞り、1点到に絞るのかとっていけば、今豊田さんが言われたように10月ですから10月に名前がありゃいいでしょうという形になるかと思うんですが、そう先送りはできないと思うので、やはり広報等で5点到に絞り込みましたという結果を示して、その中で最終的に法定協の中で決めさせていただくという方がいいと思います。私、個人的には最終的には投票が簡明な形かなと思ってます。

○上本会長 ほかにご意見なりご提言があったら発言ください。

水間委員。

○水間委員 甲山町の水間ですが、今までの3町合併協議会のやり方のように、今日は提案で次の回に協議というふうな方法を踏まれたんがいいだろうというふうに私は思うんです。確かに会長さんが言われるように、現町名の2つもありますし、非常に難しいところもあろうというふうに思うんですが、最終的にはやはりそういう投票の形になるかとも思うんですが、小委員会の皆さんには相当7回ですか、そういう中でいろいろなご議論をいただいておりますので、5点を絞られるのも大変ご努力をされたろうというふうに思いますが、これからいよいよ1点到に絞るといってもまた大変なことだろうというふうに思います。今日の資料としては二、三日前にいただいておりますので、もうちょっと私らもこの5点についても考えてみたいところもありますので、一応次回に協議というのはどうでしょうか。

○上本会長 協議そのものというより決定報告について、次回について決めるというご意

見だったかと思いますが。それも一つの方法としてあると思います。どちらにしても今日すべて決定するということにはならないということは確認ができると思うんですが、いたずらにただ延ばしておくのもどうかという議論が我々3町のところであるんで、もし投票というような結果というふうになるんなら、その方法論だけは本日議論しとっていいんじゃないかという、これは3町の協議の中でしてきたことなんで、このことにこだわってはございません。次回、いわゆる選考の方法を決めるということになれば、さらに12回の中で決定という運びになる、9月に今度はずれ込んでくるというようなことになりますんで、そこら辺か、中身の議論がないのに、ないと言っちゃ悪いんだが、なかなか言いにくい状況の中でずっと延ばしていくのがいいのかという議論も一方では出てくるんじゃないかと。もうたたき台があって何で決めることができるのかという方もおられるかもしれませんが、慎重にやるということは当然の流れでございますが、そこら辺を含めて皆さんのご意見を賜ればと思います。

第11回で決定するという方向では、ちょっと早いという考え方が大勢を占めておられますでしょうか、どうでしょうか。

前原委員。

○前原委員 先ほどから住民に知らせるというのがいいんじゃないかという意見もあるんですが、これは当然だろうと思いますが、これまでにそのことについては住民にどういう名前がいいかというので応募をしとるとというのが1つあると思うんですよね。そこから結果的にこういうものが出たんだということは知らせるべきであります、その中で例えば住民から、これは平仮名にした方がいいとか片仮名にした方がいいとか、この分がいいとかというようなものが出てきたときにどうするかというのがあると思うんですよね。そこらを、じゃけえもうこの5つでそのうちの1つだということで作るんだという広報もあわせてしていただかないと、その辺がいろいろまた出てくるんじゃないかと思うんですが、そうしていけば、そんなに2回も3回もずらしていく必要はないんじゃないかというふうに思います。

○上本会長 再度確認いただいておりますが、いわゆる今回の小委員会の決定を受けてという方向は一つの順序を踏んで、今日ここまで進めていただいておりますので、このことをご破算にしてということにはならないというように思って、我々もそのことを受けて提案しておるものでございますので、協議会の流れを崩すわけにはいきませんと。したがって、あくまでもこの5作品の中からこの36名の委員によって決定していた

だくということは、ここで再度確認させていただきます。

松岡委員。

○松岡委員 世羅西の松岡でございます。協議会において、町名について非常にご努力をいただいて、ここの5つの町名を今日公表をしていただきました。私、大体町名というものはもう余り長くても、短くても内容のある町名と非常に思うわけなんです、いろいろと言われておりますように、先では道州制をひかれるんだというようなこともございます。ひどう遠からず道州制をひくというような話を伺っておりますが、将来この町名は非常に短い間の町名になってしまうんじゃないかということも思われるわけなんです。道州制をひかれて、どこかへまた吸収されるということになれば、この町名も消えてなくなってくるというふうにも考えますが、そこらあたりはどういうようなことか。

それと、私、国語を一通りは習っておりますが、大田庄町と読めと、そういう名称の読み方が書いてあります。これは漢字であったら大田庄町しかだれも読まんです。それを読めと言うても、よそからの人は読まんかもわからない。そこらをここ世羅郡だけで大田庄町と読み方を決めておっても、仮名をつけて出さん限りは大田庄町というようになると思われます。そこらの2点についてちょっとお尋ねをしてみたいと思います。

以上です。

○上本会長 今、新しい新町を世羅郡三町で作るようにして議論してございまして、道州制は全国でいろんな議論がありますが、少なくとも今の議論の中でこれから新しく作る新町が次はどうなるかわからんというようなものを想定しながら議論しておるものではないということだけをご確認させていただきたいと思います。

それと、読み方につきましては、私もいろいろ不勉強なんです、委員会の委員長には答えられん質問はできんです。山口事務局長の方から読み方についてのお答えさせていただきます。

○山口事務局長 大田庄町の読み方について大田庄町と他地域では読まれるのではないかとございまして、町名の場合、告示をいたしますし、振り仮名をつけてオオタノショウチョウという振り仮名をつけます。世羅町にしても、世羅西町にしても、他地域で甲山町にしてもカプトヤマチョウと呼ばれる方も他地域で知られていない場合はおられるかもわかりませんし、世羅西町の場合にはセラニシマチと呼ばれる方もおられるかもわかりませんし、これはその地域の方に十分その名前が知れわたっておれば、そういう正しい読み方で読んでいただけるということもございまして、ここの大田庄町については応募

の中でこの書き方で応募をされた方の内容でいきますと、大田庄町という、こういう漢字で書いても十分世羅郡の方には読んでいただける名前だということが一方であるので、大田庄町ということでもいいのではないかということも中にはございました。先ほど言いましたように、読み仮名についてはそれぞれの町において、それぞれの地域においてまちまちな読み方がございますが、この名前を決まれば告示をし、振り仮名をつけて知らしめるということになるということでございます。

○上本会長 寺田委員。

○寺田委員 世羅町の寺田ですが、先ほどから皆さんもおっしゃるように、この問題は一遍に今日すぐ名前を決めるのではなくして、やはり小委員会で結論を出していただいておりますので、小委員会から協議会に対してこういう5点について選んだ町名、新しい新町名が出されたということで今日は終えて、今日次回にその協議の提案をされたことについては協議をするんですが、今日その協議をすることについては次回に決めることに決まったということではどうなんでしょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 寺田委員のご意見でございますが、冒頭にもう提案説明のところでも申し上げましたように、本日ここで提案をしてる中身というのは5作品、先ほど小委員会の方から5作品が選定され、この協議会に報告がされました。この5候補については、先ほど委員会報告において皆さんが確認をされたとおりでございます。したがって、この5作品をどういう形で決めていきたいと思いますか。この協議会の中でどういう方法で1作品にしていきたいと思いますかという選定論というんですか、選考論といいますか、その仕方を今日この協議会の場で会長が提案をし、ご確認をいただければ、そういう形で第11回の次回の協議会で5作品から1作品を選定するという運びにしてはどうかという提案を今されてるということでございますので、今日名前を投票で決めるとか、協議で決めるとかということの話ではないということで、ご理解をいただきたいと思います。どういう方法で5作品の中から1作品を選ぶかという方法を皆さんで確認をしましょうということでございますので、ご協議をいただきたいということでございます。

○上本会長 いろいろご意見を賜うてる中で、本日はどうしても決めるわけではないんですが、次回までというのが皆さん方の気持ちの中には随分に大きなものがあるんだろうというようにも思います。3町長のところでは、そこら辺については本日具体的などこまでの議論はしなくてもそれはいい、その方もいいのだろうという調整を今しておるんですが、

もし第11回で全会一致でということにも、この1カ月また時間をおくことによってできるかもわかりませぬ、どうしても難しゅうなら投票というよなことの中での協議を第11回の中で協議をさせていただいて、その流れの中で決定させていただくという、そこら辺までの本日の議論にとどめさせていただいてもよろしゅうございませぬか。

黒木委員。

○黒木委員 私、小委員会のメンバーなんで言いにくい面があるんですけども、次回第11回ではお互いに忌憚のない意見を交換して、いろいろ協議して、そこで全会一致になれば万々歳ですけども、そうはならなかったときにどうするかと、その次の回で決めるということについては、若干私は疑問があるんです。と申しますのは、私小委員会のメンバーでもって、小委員会3回ありました、このことについて。それで、委員の皆さんと本当にいろいろ話をする中に、一晩寝るとまたあの人の言うたことが非常に頭へ浮かぶんですね。なるほどなと思うんで、例えば次の協議会に出て、その場で投票するでなくて、投票するんであればもう一回次の回、12回で、例えば12回のしょっぱなにやるとかというふうに一晩考える余裕があってもいいんじゃないかというよな気がするんでございませぬが。

○上本会長 わかりました。今、いろんなご意見をいただいて、じっくり委員としてこの問題を受けとめていこうというよな気持ちがあるようございませぬで、一応本日はこの協議につきましてはこの程度にとどめさせていただいて、継続という取扱いの中で次回また積極的に発言をしていただければというふうに思ひます。

続いて、協議第47号のその他行政サービスに係る各種取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料31ページをお開きください。

協議第47号その他行政サービスに係る各種取扱いについて。

その他行政サービスに係る各種取扱いについて提案する。平成15年7月23日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

その他行政サービスに係る各種取扱いについて。その他行政サービスに係る各種取扱いの協議項目については次のとおりとする。

- 1、地域活動等の取扱いについて。
- 2、定住促進対策の取扱いについて。
- 3、交通対策の取扱いについてという提案でございませぬ。

この項目は、合併協定項目で既に確認をされております39項目めに当たる協定項目ではありますが、他の39項目の合併協定項目になじまない項目をここで調整するという事で、3つの項目を協議項目として提案をしております。合併協定項目の整理としては、39の1が地域活動等の取扱いについて、39の2が定住促進対策の取扱いについて、39の3、交通対策の取扱いについてといった整理になるというものでございます。したがって、この提案については協議項目について、その他行政サービスに係る各種取扱いの協議項目に、これら3つを加えるということの提案でございます。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第47号の説明ですが、ご意見、ご質問がありますでしょうか。別にないようですから……。

豊田委員。

○豊田委員 3つだけ出されているんですが、なぜ3つだけなのかという理由がわからないのですが、そもそも。

それから、2の定住促進対策については、これはいわゆる人口を増やすということなんですが、これには少子化対策等も含まれるのかどうか、この文言のうちに含まれてるのかどうか、この字だけ見たんじゃわからないですよ。定住促進とはどの範囲を言うのか、地域活動とはどの範囲を言うのか、交通対策でもこれはただ安全面を言うのか、道路改良などを含めて総合的な施策を言うのか、その中身が見えてこないんですね。だから、これ何で3つかというのがそもそもわかりません。もっと言えば活性化対策などもアグリパークの問題、あるいは刑務所誘致でも活性化、あるいは税収を増やしていく、皆さんの懐を豊かにするということの一环でやられておるんですが、この範囲ですね、1、2、3の範囲、そのほかはもう協議しないということにもなるのかどうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 豊田委員のご質問にお答えいたします。

なぜこの3つかと、ほかにはないのかということがまずありますが、このことにつきましては、もしほかにも現在事務事業なり行財制度について調整をそれぞれの部会でしておりました、先ほど言いましたように40項目のうちになじまない協議項目が出た場合には、当然これに加えてご審議いただき、ご協議いただくというものでございます。この3点を上げておりますというのは、まず地域活動等の取扱いにつきましては、それぞれ3町に行政区という組とか振興部とかコミュニティーとか、そういったいろんな組織が存在し

とるわけですが、こういったものが新しい町になりますと、どういう形で調整をしていくのか、特に小さい単位の組とか班とかという単位があるわけですが、こういったところは行政とのかかわりも非常にある組織でございます、行政の文書配布等もお願いをしてるというようなこともございます。そういったこともございますので、この項目で調整、協議ということで協議項目に上げていきたいということが、まず地域活動等の取扱いでございます。

それと、定住促進対策の取扱いについてというのは、これは各町でそれぞれ定住対策というのは、これは定住対策そのものはすべての事業に絡んでくるわけですが、とりわけ補助金、住まれば補助金を出しましょうとか、幾らか助成しましょうとか、先ほど言われました子育て、少子化対策もこういった中で子育て支援というような形の中で、新たに町独自に制度を設けて取り組んでいるものが新町が1つになるわけですから、これをどう取り扱っていくかというようなことが、この協議項目の中には加わってくるだろうというふうに考えております。

それと、交通対策の取扱いでございますが、これはご承知いただきますように、3町独自に福祉バスとか、これから行きますスクールバスとか、こういった形でバスを運行しているということの特徴がございます。これらのことも含めてどういう形で調整するかということの協議項目ということで、現在考えられるのがこの3点ということで、今回提案をしてるということでございます。

以上でございます。

○上本会長 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、その他の行政サービスに係る各種取扱いについてはご確認いただき、次回以降この3つの項目について順次提案させていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、続いて協議第48号第11回世羅郡三町合併協議会の日程について、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料32ページをお開きください。

協議第48号第11回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第11回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成15年7月23日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第11回世羅郡三町合併協議会の日程について。第11回世羅郡三町合併協議会は次のとおり開催する。日時、平成15年8月25日月曜日、午後1時30分。場所、甲山町保健福祉センター。

以上でございます。

○上本会長 以上が第48号の説明でございます。

質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでしたら、第11回世羅郡三町合併協議会の日程については説明のとおりご確認いただいたということでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

ここで15分ほど休憩をさせていただきます。

後、また提案事項に入らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

午後 17時00分休憩

午後 17時15分再開

○上本会長 それでは、休憩を解いて協議に入らせていただきます。

続いて、次第3の(4)提案事項に移ります。

提案事項につきましては、本日は提案内容の説明と質疑のみを行い、協議、決定は次回協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第49号条例、規則の取扱いについて、事務局より説明いたします。

○山口事務局長 資料33ページをお開きください。

条例、規則の取扱いについて。

条例、規則の取扱いについて提案する。平成15年7月23日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

条例、規則の取扱いについて。

1、3町に共通して制定している内容に差異のない例規については、現行の例により新町において制定する。

2、3町ともに制定しているが、内容に差異のあるもの及び一部の町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容などをもとに新町の事務の執行に支障のないように整備するという提案でございます。

世羅郡3町は新設合併であるため、新町の発足とともにそれぞれの町の条例、規則などはすべてその効力を失うこととなります。このため新町において新たな条例、規則などを制定し、施行する必要がございます。新町の条例、規則などの制定に当たっては、合併協議会で協議、ご確認された内容に基づき、新町の各種住民サービスや事務事業に支障を来さぬように調整することが必要となり、3町に共通して制定されている内容に差異のない例規については、現行の例により新町において制定し、3町ともに制定している内容に差異のあるもの及び一部の町のみで制定されているものについては、事務事業の調整内容などをもとに新町の事務の執行に支障のないように整備するという案でございます。

整備に当たっては即時施行、暫定施行、漸次施行、廃止で整理をすることとなります。即時施行とは合併と同時に町長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行することで、例えば役場の位置を定める条例や公の施設の設置及び管理条例などがこれに当たります。

続いて、先ほど言いました暫定施行とは、新町の条例、規則などが制定されるまでの間の暫定措置として、従来その地域に施行されていた条例、規則などを新町の条例、規則などとして引き続き施行させることで、例えば合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から統一するという、こういう確認をいただいているような項目で、税条例や国民健康保険税条例などがこれに当たります。

続いて、漸次施行というのがあるわけですが、漸次施行とは専決処分になじまないものや新町発足時には必要がなく、合併後漸次制定施行するもので、例えば町民憲章条例などがこれに当たります。

最後に、廃止ということがございますが、これは合併後不必要となる例規で、例えばさきに廃止することを確認いただきました、これは商工観光の取扱いのところでございますが、屋外広告塔設置条例などがこれに当たります。

資料34ページは、参考までに3町の例規集の区分、総目次、条例件数、規則件数、その他規定等の件数を掲載しております。3町、これだけの条例等があるということです。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第49号の説明ですが、これにつきまして質問がございますか。

黒木委員。

○黒木委員 タイトルは条例、規則の取扱いについてになっておりますが、1のところ、3町に共通して制定されている内容に差異のない例規とあるんですが、これは条例、

規則と読めばいいわけですか。わざわざ例規というふうに表示してあるのは何か理由があるのかということですが。

それと、2つ目の差異のあるもの、これは1は差異のないものになっておるんですが、差異のないっていいものは、余り違いがないという意味か、それから差異のあるものは大いに違うという意味なのか。

それと、事務事業の調整内容等をもとに新町の事務の執行に支障のないように整備をするとあるんですが、今例でお話がありました町税の問題、保険税等の問題については今まで調整項目の中でやってきておりましたが、この条例を見ますと数が甲山町147、世羅町160、世羅西145と、条例数だけでもこれだけあるわけですが、今までこの中身について議論してないものはたくさくあるわけなんですけど、今後それは調整内容項目として上がってくるのかどうか。それから、今即時施行、暫定施行と漸次施行といろいろお話がございましたが、もし専決処分でおやりになるものがあるとすれば、かなり慎重にそこの調整が行われないと問題があるんじゃないだろうかと、こういうふうに思いますので、その点についてご説明いただければと思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 まず、第1点目の例規のことですが、例規でございます。これは条例、規則、規定、こういったもので総称として例規ということであらわしております。

次のここにこれだけ条例、規則、規定等があるわけだが、この中身についての協議というのはどういう形なのかという質問がございましたが、合併協定項目でそれぞれご提案を申し上げ、協議、確認がいただいていることにつきましては、その中身において例規の整備を行っていくということでございます。今後、必要に応じてこの協議のまだ残ってる取扱い等の中で項目がございますから、そういったところの項目もこの協議会の場で協議確認いただければ、そういった中身で例規を整備していくということでございます。ただ、事務的な部分がございますが、例えば補助金の申請書の様式とか、そういったところは事務レベルで、これは調整がつくものでございますので、そういったところの事務レベルで調整がつくものについては、当然事務レベルの段階で例規整備を行っていくということでご承知いただければというふうに思います。

3町に共通して制定されている内容に差異のないものについてはというのがありますが、差異というのは3町で同じ準則等に基づいて、同じ形で整備をしているものについて

は、これはたてりの中で法的な部分も当然ございまして、法の上でから条例整備というようなこともございますので、そういった差異のないものについては、そのままのをもって新町の例規ということで整備をしていくという提案内容でございます。

3町ともに制定しているが、内容に差異のあるもの、これが制度であります。例えばサービス、福祉サービスとかいろんな制度の面で当然制度に基づいて給付なりサービスを提供してるわけですから、そういうところについては各種福祉制度の取扱い等で敬老金等についても一定の整理をいただいたと思いますが、例えば敬老金の給付にしましても、ご確認いただきました内容で3町差異があったものを1つにまとめて整理をしていきますと、こういうことでございます。したがって、ここで整理をいただきたいのは、住民の方にサービスを提供するなり負担をいただく、特に影響が多い部分については、この協議会の場で十分ご審議、ご協議をいただきたいということで、3町でそれぞれの専門部会なり幹事会を経てご提案を申し上げているところでございまして、そこで一定の方向が出されれば、それに基づいて例規を整備すると。事務的なところは事務段階で整理をさせていただくと、こういう形で整理をしていくということでございます。

以上です。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第49号条例、規則の取扱いについては、次回協議会で協議、決定をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次に、提案事項協議第50号使用料、手数料の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料35ページをお開きください。

協議第50号使用料、手数料の取扱いについて。

使用料、手数料等の取扱いについて提案する。平成15年7月23日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

使用料、手数料等の取扱いについて。

1、使用料については原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、新町において可能な限り統一する。

2、手数料については住民の一体性及び負担の公平性を図る観点から合併時に統一する

という提案でございます。

資料36ページから45ページまでが使用料の調整内容でございます。ごらんとおり、3町の各公共施設の利用についてそれぞれ使用料が定めてありますが、この使用料につきましては各施設の施設状況により定められたものであり、ここでの調整は使用料については原則として現行のとおりとする。ただし、同一または類似する施設の使用料については、新町において可能な限り統一するという案でございます。

続いて、46ページから48ページまでが手数料の調整内容でございます。ここでの調整は手数料については住民の一体性及び負担の公平性の観点から合併時に統一するという案でございます。具体的に調整内容の欄に、調整後の手数料を掲載をしております。手数料の基本的な調整方法は、同一の事務で3町とも手数料が同一の場合は現行のとおりとし、3町の手数料に相違がある場合は、最も低い手数料にしております。

そして、同一の事務について手数料を設定している町と設定していない町がある場合は、次の2点で整理をしております。

1点目に、手数料を設定していない町には事務が存在しない場合としてこの場合は新町全体としては事務が存在するという事となり、手数料を設定している町の最も低い手数料としております。

2点目に、手数料を設定していない町にも事務は存在し、その他の証明手数料や町長が別に定める額に基づき手数料を徴収している場合は、受益者負担額の明確化の観点から個別の手数料を設定するものとし、手数料を設定している町の最も低い手数料としております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第50号の説明ですが、これにつきましてご質問がございますか。

黒木委員。

○黒木委員 1番の使用料でございます。原則として現行のとおりとするということのようになっておりますが、3町ともまちまちに決まっておるんで、原則としてそのままというのは違ったままをやっていくと。それで、新町において可能な限り統一するという事で、いつまでということが入ってないんですね。大体今までのずうっと審議してきたのを見ますと、合併時には、年度においては現行のとおりとする。それから、合併翌年度から統一するというのが今までのスタイルのようなんです。ですから、この際そこを新町に

において可能な限り統一するんでなくて、意見を言っちゃいけないのですかね。ごめんなさい。

○上本会長 いいです。厳密にそんなにはやってませんので。

○黒木委員 何か意見のようなことになるんですが、例えばここへあります住宅団地の合併処理槽とか、学校の運動場の使用料など、これはもうすぐでもできるんじゃないかなと思うんですが、統一することは、少なくとも合併年度は難しいんですが、合併翌年度に統一しておいた方がいいんじゃないかというような感じがするわけなんで、1番についてはそのような気がいたします。

それから、2番目の手数料、今まで安いものをしますというのが今までのパターンですけども、それで本当にいいんでしょうか。その辺は議論された上で、これ提案されておるんでしょうか。まことに住民にとっては、それはいいんですけど、本当にこれからの責任ある事務執行をしていかれる場合においては、そのことについてはやはりきちっとされる方がいいんじゃないかなというふうに思うわけです。質問だけでなく、意見まで入って申しわけございませんでした。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 1つには使用料の部分でございますけども、これについては各専門部会の中で一定の整理をしてきておるところでございます。ただ、ここに提案しとることにつきましては、それぞれの施設ごとでこういう形でいきますよという調整内容で提案をするというのが非常に数も多いということでございますので、一定の方向性でこういう考え方で使用料については原則、現行のとおりとし、ここにありますような、ただし同一または類似する施設の使用料については、新町において可能な限り統一するという基本的な方向性で提案をしております。

先ほど言われましたものを一部出してみますと、例えば小学校とか、これらは非常に類似をしてると。合併浄化槽ですか、合併浄化槽の件でご質問をなされたわけですが、これにつきましても当然部会の中でも使用料はどうあるべきかという議論をしてきたところでございます。それで、幹事会においても一定の考え方の中で整理をいただいたところで、今回提案をしてるわけですけども、現行のとおり新町に引き継ぎ、甲山町、世羅西町の例を基本に合併翌年度から統一すると。先ほど黒木委員の意見にもありましたように、合併年度は難しいだろうから合併翌年度から統一すべきだろうというご意見いただきましたような形で、個々の使用料については一定の整理をしておりますが、ここでの提案は個々の

使用料の個別の提案内容でなくて、一定の方向性ということでご理解をいただきたいということでございます。

○上本会長 他に質問がございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 甲山の鈴木でございます。1つ、これは新聞等でも話が出たんですけども、住民基本台帳の稼働ですよ、あの発行について1,900円というのが3町で同じ値段になっておりますけれども、これ一番高いんじゃないかという話が、間違いでなかったらそのようなことだったと思うんですけども。現実にはそのことについて、1,900円になった経緯と、それから現在、現実には3町の中でどの程度の方がこれを本当に利用されて、カードの利用されてるんかということ。要はせつかくなれば普及したいということなら、もっと安くてもできるんじゃないかと思うところがあるものですから、私たちは自分としては余り特に作りたいとは思ってませんけれども、ここのことのちょっとことを教えていただきたいと。

○上本会長 田原幹事長。

○田原幹事長 住民基本台帳カードについてですが、甲山町がせんだっての6月の定例会で世羅町、世羅西に続いて1,900円で手数料の決定をしております。聞いてみますと、国のこういった住基ネットの取り組みの中で、こういったカードの市町村に作成して住民のサービスに寄与するということなんですけれども、実際本町においても今委員さんが申されたように、甲山町の在住の方がどれほど利用されるかということも一つは考えます。そういった中で、手数料の決定もいただく、また一面では作成する予算化ともかかわっておるわけですが、実際甲山町では100枚程度、最小の単位を、まずたちまち作成していこうと。しかし、そういった中でも実際利用される方がおるのだろうか、どうだろうかというふうな予測です。

また、そうした中で1,900円の設定でございますが、世羅町、世羅西さんについてはそれぞれまた助役さんの方からお話ししていただきたいと思うんですけども、3月定例会で議決されました、この時点では国、県を通してのいろいろこのカードの作成について、実際その方向性というのが交付税で一定の費用はカバーするといったようなことがあったということなんですけども、実際甲山町が取り組みの中でそういった議会での議論を十分された中で執行部として県あるいは国へも問い合わせたわけですけど、定かな返事が返ってこない。しかし、マスコミを通じたそういった総務省の、総務大臣の言います

1, 000円は交付税で見るとというふうな報道はあるわけですが、定かなそういった確証がとれない中、先ほど言ったような利用者が本当に予測されない、わずかな人が利用されるんじゃないかというような観点もありますし、そういった中での甲山町としての取り組みは、既に世羅町、世羅西さんが決定されとる手数料の額も参考にしながら、またはこれが本当に多くの人の住民サービスにつながるものであるかどうかということも一定の考慮をしながら、そういった中でいわゆる実費相当1, 900円。しかし、実際には1, 900円を超す、郵送料等を含めば2, 260円というふうな試算も上がるわけですが、そういった中で現在の1, 900円の手数料を決定したという経過でありますし、再々申し上げますように、これが住民サービスにどれだけ返っていくかという観点も含めて、そういった使用料の決定も考慮したと。マスコミで大きく報道されましたように、県内で一番高いんじゃないかということもあるわけですが、実際住民サービスを考えたときのメリットがどこにあるかという観点からも十分考慮しておるということで、現在そういうふうに1, 900円を甲山町は決定してきたということです。今後こういったのは実際に交付されて、その利用度数がどのような変わっていくかということに、そういった経過が将来ある中には今後新町において、執行部と議会の方で、そういった手数料の額のいわゆる改正等は、今後そういった状況の中で考えるべきじゃないかということも一面では思っております。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第50号使用料、手数料の取扱いについては、次回協議会で協議、決定をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは続いて、次に提案事項、協議第51号特別職の身分の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料49ページをお開きください。

協議第51号特別職の身分の取扱いについて。

特別職の身分の取扱いについて提案する。平成15年7月23日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

特別職の身分の取扱いについて。

特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬などについて法令の定めるところ

ろにより、次のとおり調整する。

1、町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料月額については、新町の報酬等審議会に諮問し、決定する。ただし、合併時の給与は世羅町の例による。

2、議会議員の報酬額については、新町の報酬等審議会に諮問し決定する。ただし、合併時の報酬額等は世羅町の例により費用弁償については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定める。

3、農業委員会委員の報酬額等については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定める。

4、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び監査委員の任期等については法令の定めるところによる。報酬額については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定める。

5、その他条例等で定める特別職で、引き続き設置の必要性のあるものは合併時に設置する。報酬額については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定めるという提案でございます。

5 3 ページをお開きいただきたいんですが、ちょっと調整内容資料の訂正をお願いをいたします。下の表がありますが、委員会及び委員の名称のところの監査委員とありますが、その中で議会1人、識見1人ということになっておりますが、議会議員の任期と任期が4年、任期と4年というのがあるんですが、上が議会議員の任期で、下が4年ということで訂正をお願いをまずいたします。ちょっと前後しとるようでございます。もう一度言いましょうか。議会のところの右隣が4年という任期ですから、あそこは議会議員の任期に訂正をいただいて、識見の1人についてというところを4年に訂正をお願いいたします。

それでは、資料5 1 ページをお開きください。

資料5 1 ページは、常勤の特別職についての調整内容でございます。職名、任期、合併に伴う選任など廃置分合があった場合における特例等に区分して掲載をしております。町長、助役、収入役、教育長の常勤特別職は合併の日の前日をもって失職となります。町長については、合併の日から50日以内に選挙を行うこととなっております。この間は地方自治法施行令第1条の2に基づき、3町長の協議により町長の職務執行者を選任することとなります。町長職務執行者は新町長が選出されるまでの間、町長の職務を行うこととな

ります。

助役、収入役については新町長が議会の同意を得て選任するまでは不在ということになります。

教育長については特例があり、町長の職務執行者から臨時に選任された教育委員の互選により教育委員長を除く教育委員のうちから選出した教育長が合併の日から新町長の選挙後、最初に招集される議会の会期末までの間、職務を行うこととなります。

常勤の特別職の給与については、ごらんのとおり3町に違いがございます。ここでの調整は、町長、助役、収入役及び教育長の任期などについては法令の定めるところにより、給料月額については報酬審議会に諮問し定めなければならないことから、新町の報酬審議会に諮問し、決定することとなりますが、合併の日から新町の報酬審議会において決定するまでの間、教育委員としての特別職である教育長の給与などを支給することから、ただし合併時の給与は世羅町の例によるという案でございます。

資料52ページは議会議員及び農業委員の報酬等の調整内容でございます。議会議員の報酬などについては給料月額について議長から議員までそれぞれの給料月額、期末手当、期末手当役職加算、費用弁償を掲載しております。ごらんのとおり期末手当役職加算以外3町に違いがございます。ここでの調整は議会議員の報酬額についても報酬審議会に諮問し、定めなければならないことから新町の報酬審議会に諮問し、決定することとなりますが、合併時の報酬額は合併の日から新町の報酬審議会において決定するまでの間、世羅町の例によるという案でございます。費用弁償については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定めるという案でございます。

続いて、農業委員会委員の報酬等については、給料月額について会長から推薦委員までそれぞれ給料月額、費用弁償を掲載しております。ごらんのとおり3町に違いがございます。ここでの調整は農業委員会委員の報酬等については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定めるという案でございます。

続いて、53ページは法令等で設置義務のある非常勤の特別職についての調整内容でございます。名称、定数等、任命等、任期、廃置分合があった場合における特例について整理しております。

まず、教育委員会については、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に基づき定数は5人となります。合併時の教育委員会については、地方行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条に基づき、合併時に町長職務執行者が3町の教育委員会の

委員であったもののうちから5人を臨時に選任し、町長の選挙後最初に招集される議会の会期の末日までの任期で設置するということとなります。

選挙管理委員会については、地方自治法第181条第2項に基づき定数は4人となります。合併時の暫定選挙管理委員は、地方自治法施行令第4条の規定に基づき3町の選挙管理委員であったものの互選により4人を選出することとなります。この暫定選挙管理委員の任期は、正規の選挙管理委員が議会において選出されるまでとなっております。

監査委員については、これは地方自治法第195条第2項に基づき定数は2人となります。合併時における監査委員の取扱いについては、特別に選任手続はございません。また、監査委員の選任行為は性質上代理になじまないため、町長職務執行者は監査委員の選任をすることができません。地方自治法第197条に、監査委員は任期後後任者が選任されるまでの間は任期後の監査委員がその職務を行うことを妨げないという、こういう規定がございますが、市町村の設置があった場合には同条の適用はないものとされておりますので、新しい町長の就任を待って監査委員が選任されるまでの間、監査委員が置かれていない、こういう状況になります。

固定資産評価審査委員会については、地方税法第423条第2項に基づき定数は3人以上となります。合併時の暫定固定資産評価審査委員は、町長の職務執行者が3町の固定資産評価審査委員会の委員であった者のうちから選任した者を固定資産評価審査委員会の委員に充てることことができるとなっており、この暫定固定資産評価審査委員の任期は正規の固定資産評価審査委員が議会の同意を得て選任されるまでとなっております。このように各委員会や委員についての取扱いが定められており、ここでの調整は教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価委員会の委員及び監査委員の任期等については、法令の定めるところによるという案でございます。

53ページの下表に委員会及び委員に分類し、それぞれで月額報酬額を掲載しております。ごらんとおり3町に違いがございます。ここでの調整は報酬額については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定めるという案でございます。

続いて、54ページから57ページがその他の特別職の報酬及び費用弁償についての調整内容であります。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律または条例により委員会及び附属機関の設置をすることができることとなっており、この場合地方自治法第180条の5に基づきこれらの委員会の委員または委員は法律に特別な定めがあるものを除くほか非常勤となっております。特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に

関する条例に定められている3町のそれぞれの特別職の職員で非常勤のものの報酬について掲載をしております。ごらんとおり3町に違いがございます。ここでの調整はその他条例等で定める特別職で引き続き設置の必要性のあるものは合併時に設置する。報酬額については現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定めるという案でございます。

以上、提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第51号の説明ですが、このことについて質問がありますか。

黒木委員。

○黒木委員 給料月額あるいは報酬額等について新町の報酬等審議会で諮問し、決定することになっておりますので、このことは適当なことだと思うんですが、2番目の議会議員の報酬額については、新町の報酬等審議会に諮問し、決定すると、ただし書きもあるんですけども。この議会議員の定数、任期については別途協議事項があるんで、そこで協議されるということで、これはこの中へ入ってないんだと思うんですけども。定数と報酬というのは全く無関係とも言えませんので、あわせて提案をしていただく方がむしろいいんじゃないかというふうな感じがするわけなんですけども、その点いかがでございましょう。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 黒木委員の質問にお答えをいたします。

議会議員の定数及び任期の取扱いということでの協議項目に加えてはどうかという、こういうご質問でございますけども、基本的には定数と任期ということの協議で議会議員の非常に報酬額もリンクしてるんじゃないかというご意見でございますが、これは基本的な議員の報酬の額というんですか、決め方、額の取扱いについてのこれは提案でございまして、その任期とか定数でどうこうということじゃなくて、ここで報酬額等の考え方を整理をいただくということで、このところへ特別職の身分の取扱いというところで提案をさせていただいておるということでございます。

○上本会長 黒木委員。

○黒木委員 特別職の定数及び任期のところへ持っていけというんじゃなくて、特別職の定数及び任期の取扱いも一緒に議題に持ってこられたらどうでしょうかというふうに申し上げます。提案されるのはそちらがされるんで、こちらから言うのはおかしいかと思うんですけども、同時進行の方がいいんじゃないかという意味でございます。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 その定数と任期とあわせて同時並行で、この特別職の身分の取扱いについて協議をしたかどうかという、こういうご意見だろうというふうにお聞きしたわけですが、議会議員の定数及び任期の取扱いについても現段階で調整をしておるという状況でございます、この特別職の身分の取扱いのここで上げてるのは、あくまでも議会議員の報酬額についての考え方でございます、定数とか任期でこの額がどうかということではないということをご理解をいただきたいということでございます。あくまでも議会議員の報酬額については、こういう形で決定するという案でございますし、合併時の報酬額等は世羅町の例による。費用弁償については、現行の額及び同規模の自治体の例などをもとに合併時に定めると、こういう特別職の身分の取扱いでご協議いただきたいということでございますのでよろしくお願いいたします。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第51号特別職の身分の取扱いについては、次回協議会で協議、決定をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次に、提案事項、協議第52号学校教育関係の取扱いについて、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 冒頭に皆さんにおわびを申し上げますでございますが、合併協議会委員さんに事前にお送りしました中で、この58ページが欠如したもので第1回目を送りまして、後日直ちにここの部分を送らせていただきましたことをまずおわびを申し上げます。

それでは、資料58ページ、協議第52号学校教育関係の取扱いについて。

学校教育関係の取扱いについて提案する。平成15年7月23日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

学校教育関係の取扱いについて。

1、就学援助費支給事業、就学奨励費支給事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町、世羅町の例を基本に統一する。

2、学校給食については次のとおりとする。

1、給食費、給食形態については現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統一

する。

給食費会計については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から一般会計に統一する。

3、給食運営委員会については、合併時に新たに設置する。

3、中学生遠距離通学の補助制度については、合併年度は3町の制度を承継し、合併翌年度に甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるという提案でございます。

59ページは、就学奨励費支給事業の調整内容でございます。甲山町と世羅町において実施されております。ごらんとおりこの事業は障害児学級に就学する小・中学生を対象に、記載されてるように一定の条件のもとに行われております。ここでの調整は就学奨励費支給事業については合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町、世羅町の例を基本に統一するという案でございます。

続いて、60ページは就学援助費支給事業の調整内容でございます。ごらんとおりこの事業は、準要保護者に対して行っているものです。ここでの調整は就学援助費支給事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町、世羅町の例を基本に統一するという案でございます。

続いて、61ページは学校給食の調整内容でございます。3町給食センターで各学校へ給食を配給しております。3町の給食対象人員については、平成14年度で小学校、中学校調理員に分けて掲載をしております。配送については、3町とも町所有の配送車により委託して行っております。ここでの調整は現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、給食費については、平成15年度の状況を掲載しておりますが、ごらんとおり3町に違いがございます。この給食費は給食形態との関係により決まるもので、給食形態についても3町に違いがございます。ここでの調整は給食費や給食形態について3町とも保護者や生徒などの意向や理解を得ながら小・中学校に給食を提供、配給しており、これを統一するには時間を要することから、給食費、給食形態については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統一するという案でございます。

続いて、給食会計については甲山町と世羅町は給食費会計で行っており、世羅西町は一般会計で行っており、3町に違いがございます。ここでの調整は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から一般会計に統一するという案でございます。

続いて、給食運営委員会については給食センターごとにごらんとおり3町にございま

す。ここでの調整は給食運営委員会を統合するという事で、合併時に新たに設置するという案でございます。

続いて、3町の給食センターの施設規模、能力についてはごらんとおりで、現行のとおり新町に引き継ぐという案でございます。

続いて、62ページは中学生遠距離通学補助事業の調整内容でございます。遠距離通学補助制度については、甲山町と世羅町で実施しておりますが、内容に大きな違いがございます。ヘルメットの購入助成については、甲山町は助成しておりませんが、世羅町と世羅西町において助成がされております。しかし、助成額等に大きな違いがございます。これらの事業は3町とも中学校の統廃合時に保護者などの協議により設けられた制度でございます。ここでの調整は甲山町の制度で統一するとすれば、世羅町において影響額が約2,100万円の減額となり、世羅町の制度に統一するとすれば、甲山町、世羅西町への影響額が約2,000万円の増となり、いずれの場合でも新町における影響額が大きいため、合併年度は3町の制度を承継し、合併翌年度に甲山町、世羅町の例を参考に新たに定めるという案でございます。

以上、提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第52号の説明でございます。

ご質問ございますか。

黒木委員。

○黒木委員 学校給食でございますが、給食費、給食形態いろいろ違うので、統一するのは合併の翌々年度、18年度からというようなことがございますが、3番目の遠距離通学については翌年度にすると。これは世羅西がないのをプラスするんだから簡単にできるんじゃないでしょうか。給食については非常に難しいという意味がおりなのか、むしろ17年度からできるんじゃないんでしょうか、今から準備すれば。給食形態が非常に違いますんで、パン給食、米飯があって、世羅西の場合にはパンが月に1回、こういうふうなことがありますんで、非常に難しいかもわかりませんが、ただ給食費についてそれぞれ見ますと余り大差がないんで、余りじゃない、ほとんど変わらないんで、簡単にできるんじゃないかと、住民の方の。米飯給食を何日にするかということが非常に難しいのかどうかということはあるわけです。

それからもう一つ、現在の給食センターが扱っておる給食について、例えば甲山町では保育所関係はやっていません。それから、世羅町は給食センターで保育所関係の扱いをし

ておるといふうに聞いておるんですが、世羅西はどうかよく知りませんが、これについて給食センターのあり方については別のところで協議されるのでしょうか。この点についてお尋ねいたします。

○上本会長 今田副幹事長。

○今田副幹事長 それでは、お答えを申し上げます。

給食費の統一の問題、委員ご指摘のとおり内容的には16年度、合併当初からという案がいろいろと教育委員会等と協議をした結果なんですけども、一応今日までの経過として世羅西町の例から申し上げますと、今の米の転作等々の問題等を含めて米飯給食を中心に今までやってきたと、そういう経過の中でもう少し農家の方なり、それから保護者の方と協議をして18年度から統一をしたいという考えでございます。

それから、今保育所の給食の問題と学校給食の問題の連動でありますけども、大きくは基本的には厚生省と文部省とのたてりの問題もあるわけですが、この是非論は別としましても、今後保育所の問題なり、小学校、また中学校等々のあり方の問題ともあわせて、この給食の対応というのは合併後に慎重に検討してまいりたいという中でご提案を申し上げます。

○上本会長 よろしいですか。

黒木委員。

○黒木委員 今日は質問ですので、ここでまた次の協議の場で意見は述べさせていただきます。

○上本会長 他に質問がございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 済みません。簡単な質問なんですけれども能力ですよね、調理能力として、例えば世羅町では1,600人、1日に作れますよと、そういう施設を持っていますよと。あとは調理員の方が12名おられますよということなんですけど、最大作って12人で1,600食を作れるというふうに解釈してよろしいのでしょうか。それとも、現実には半分の量だから、それを減らして、それだけ雇ってるよという姿なのか、そこだけちょっと教えていただきたい。

○上本会長 教育文化部長。

○東谷教育文化部長 教育文化部の東谷です。この調理能力というのは、建設当時の調理能力ということですので、現在の調理員の数と比例しているということではな

いと思います。

○上本会長 他に質問がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようですから、協議第52号学校教育関係の取扱いについては、次回協議会で協議、決定をしたいというように思います。よろしく願いいたします。

顧問の方々でこの際、発言がありますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、以上で本日予定しておりました協議事項はすべて終了させていただきます。

まことに長時間にわたりまして慎重にご審議、ご協議いただきありがとうございます。

これからの合併につきまして、引き続き皆さん方の実のあるご審議をいただきまして、より広範な行政の分野の協議事項をこれからも着実に一つ一つの確に進めていきたいというふうに考えております。どうぞ各委員の格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。

午後 18時12分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 檜谷 睦宏委員、幾島 文江委員、溝上 春雄委員により内容が確認され署名を頂いております。